

近代朝鮮ナショナリズムに関する一考察 (一)

目次

はじめに

第一節 一八九〇年代の朝鮮をめぐる国際環境

一 日本の大進政策

二 ロシアの東進政策

三 欧米帝国主義諸国の朝鮮政策

第二節 日清戦争前後の改革運動とその推移

一 一八七六年以前の時期

二 一八七六年から一八九四年までの時期

三 一八九四年以降の時期

吳
正
萬

はじめに

歴史的に考察してみると、一八七六年以前における朝鮮では、日本および欧米諸国による侵略が絶えまなく進展されたのでありそれを背景とする列強諸国の朝鮮に対する開国の要求は、朝鮮の民族的独立に対する帝国主義的脅威感を朝鮮人の間に強く意識させる事になり、この事は「攘夷鎖国」の形で現われたのである。

ところがこの危機意識は一八七六年以前だけでなく、その以降においても、日本と欧米諸国の行動に絶えず激しく刺戟されつつ朝鮮人の政治的思考を深く、強力に規定することになった。

しかし、ここで注意すべきことは、一八七六年の以前と一八七六年から日清戦争⁽¹⁾までの朝鮮人は、国内における「攘夷鎖国」思想と「開国和親」の問題に端的に示されている様に、外国勢力の重圧を直接的にかつ現実的に経験⁽²⁾してありそこに朝鮮民族の「独立」への直接的危機感を意識せしめられたのであった。これに対して、日清戦争以後においては、朝鮮民族の独立が欧米諸国によって、直接的、現実的に脅かされているという意識を抱くことは前よりも薄くなり、それに代わって、朝鮮の内部において自らの反省に目覚めることが強くなった。しかし、その事は、それまでの外国侵略勢力についての深刻な危機意識そのものが緩和されることになったことを意味するものではない。

このように、日清戦争を軸として、その前後における対外意識についてその見解の変化があったならば日清戦争後の外国勢力の朝鮮侵略に対して、朝鮮の新しい知識階層と民衆⁽³⁾などはどのようにして朝鮮の「独立」を守ることができるかと考えていたのであろうか。

この間に答えるための一つの手がかりとして独立協会⁽⁴⁾の運動を取り上げ、日清戦争後の対外意識に照明をあててみようとしたのが本稿の目的である。

もちろん、日清戦争後の新しい対外意識については、様々な問題と視点から究明する事ができようが、私が特に独立協会の運動を取り上げたのは次のような事にある。

朝鮮の民族運動の歴史の中で日清戦争から「日韓併合」⁽⁵⁾までの時期は、今日の朝鮮研究の中で空白地帯の一つであり、またその事によって今日盛んに研究し始められている時期でもある。⁽⁶⁾このような事の原因は当時の複雑な国際政治環境や国内政治環境によって、資料そのものがまだ整理されていない点にある。こうしたことから、本稿で取り上げようとする独立協会そのものも民族運動の歴史における位置づけが極めて困難であった。しかし、この事は独立協会についての研究そのものが全く行われていないという事ではない。

ところが、朝鮮の民族運動の中における独立協会について行われているいくつかの研究が取っている見解を考察してみると、つぎの二つの見解に要約できると思われる。

その一つは、独立協会そのものが朝鮮の民族運動の歴史の中で全く無視されている点であり、⁽⁷⁾もう一つは、積極的に評価を受けていることである。⁽⁸⁾

第一の見解については、多少とも疑問が残ると言ってもよい。つまり、当時の国際的、国内的な環境からみて、独立協会の活動は、朝鮮を近代化的かつ富強の発展した国家に築き上げ、朝鮮民衆の「自由」と民族の「独立」を守ろうとしたものである。それにも拘らず、この見解はこうした活動の側面を全く無視しているからである。

したがってわれわれは、独立協会の活動が果たした役割を積極的に評価する必要があると考えられる。ところが他方において、これまで行われてきた積極的な評価の中にもつぎのような点が見落されてきたように思われる。

第一に、独立協会の運動を甲申政変⁽⁹⁾のような開化思想の発展という形で分析してないという点である。

第二に、社会環境の変化によって以前から発展しつつあった民族資本が日清戦争により、その発展がより一層促進

され、またそれは民権思想の主張と結びつくようになった点。

第三に、戦争を体験する事によって「西洋文明」が朝鮮近代化のモデルになって「内修外学」という新しい考え方を持った背景の下で行われた運動であるという点。

そこでわれわれはこれらの諸点に着目しながら分析を試みる必要があると考えてよい。

独立協会はその成立当初の過程で外国勢力の圧迫に直面した結果、対内的には国内で外国勢力と結びついていた政治権力を排除し、国王を中心とした「国家主権」を強化しようとしたのであり、対外的には強大国が朝鮮民族の統一性を否定しようとする勢力であるというイメージに基づいて朝鮮の対外政策の強化を主張したのである。

こうして独立協会は、第一に、朝鮮の国内の整備こそ何よりもまず着手しなければならぬ課題であるという立場をとった。この主張は実は、国際政治において、朝鮮がその独立を主張するための基本的な前提条件は朝鮮の近代化である、と強調するものに外ならない。これは内的充実による国力の裏付けを持たない「独立」の主張の無力さを確信した結果であるが、しかしより端的にいえば、日清戦争の経験を経る事によって、独立協会の指導者たちが国際政治において朝鮮が占めている位置を深刻に意識せしめられ空想の世界から、冷たい現実に戻された結果に外ならない。日清戦争後の独立協会を中心とした運動は、このような立場に立脚したものであった。

第二に注目すべきことは、このような日清戦争後に行われた独立協会の朝鮮の「独立」を守ろうとした運動は、日清戦争後に発展しつつあった近代産業と共に発生した民主主義思想と結びついて展開されるが、この運動は近代ヨーロッパのデモクラシーの理論によって実際に強く影響されつつ行われたのである。⁽¹⁰⁾しかしながら、朝鮮におけるこの「自由」と「独立」⁽¹¹⁾の運動は、近代ヨーロッパにおけるデモクラシーの運動と比較対照してみると、様々な点において著しい差異を持っている。その最も顕著な相違点の一つはヨーロッパにおけるデモクラシーの理論と実際とが一般に

言っていわゆる、個人主義思想と密接な関連を持って発展したのに対して、日清戦争後における朝鮮の「自由」「独立」の運動は個人主義的思想と関連を持ちながらも、概括的に言って、極めて激烈な反外勢の民族主義的な色彩を帯びていたといえることができる。⁽¹²⁾ 言いかえれば李朝末期における独立協会の運動の指導者が「自由」と「独立」を主張するに当って、その多くの場合に、個人の「自由」の理想を実現するためには朝鮮の独立を維持し、かつ国権を伸張し、発展させることよってのみ可能である、と力説しかつ強調したのであった。⁽¹³⁾

それでは独立協会の指導者たちが当時国際政治環境と国内政治環境とについて、前述のようなイメージを持つに至ったのは何故であろうか。その点を明らかにするためにまず日清戦争前後の朝鮮をめぐる国際政治環境を考察して見る事にしたい。

(1) 日清戦争は一八九四年(明治二七年)から一八九五年にかけて、主として朝鮮の支配権をめぐる日本と清国間で戦われた戦争であり、中国では甲午中日戦争と称されている。

(2) 最も近い近代に入って、一八六六年八月にフランス海軍提督ロズ(Admiral Roze)に率いられて軍艦プリモグエ(Primouguet)とタルディフ(Tardif)およびデルレデ(Deroulede)の三隻が朝鮮に侵入した。また九月五日にもロズ提督に率いられた七隻のフランス艦隊が再び朝鮮に來航した。

アメリカ船であるジェネラル・シヤマン号(General Sherman)も同年(一八六六年)に侵入したのであり、その外に一八六八年四月には、イギリス人であるオペルト(Ernest Oppert)はアメリカ人であるジェンキンス(Jenkins)とともにチャイナ号(The China)に乗って來朝し、忠清道洪州郡行坦島に停泊しながら九萬浦に下陸して、ロシア兵と言いつつながら発砲などをした。そして夜陰を利用して徳山伽洞の南延(大院君の父)墓所に至り発掘したこともある。

李瑄根、「大院君時代の対欧米関係の研究」、新興大学校論文集第一輯、宇種社一九五八年六一三頁および六一五頁

(3) ここで用いる民衆という用語は、両班階層以下の人びとを指すものである。特に日清戦争以後に発展しつつあった産業の発展に伴う新興の商人階層、富農および都市の低辺階層を意味するものである。

(4) 独立協会は一八九六年に創設された朝鮮の愛国団体であり、その中心人物は徐載弼、李商在、尹致昊などであった。

彼らは「独立新聞」を発刊し、政府の腐敗無能をきびしく批判するとともに、大衆の政治意識を高めるための運動を展開した。

(5) 日韓併合に関する方針は、一九〇九年（明治四二年）三月三〇日に小村寿太郎外務大臣が桂太郎総理大臣に「韓国併合の方針案」として提出し、一九一〇年八月二二日寺内正毅韓国統監と李完用韓国総理大臣の間で併合に関する条約が締結された。

(6) この時期の秀れた最近の研究書としてつぎのようなものがある。尹健次、朝鮮近代教育の思想と運動、東大出版会、一九八二年。
姜在彦、近代朝鮮の変革思想、日本評論社、一九七三年

(7) 国史編纂委員会篇『韓国独立運動史』一九六五年、この本によると独立協会の部分は全く扱われてない良い例である。

(8) 李瑄根『韓国史』現代篇乙西文化社、一九六三年、八一六―八一七頁。

(9) 甲申事変は一八八四年（明治一七年）一二月四日朝鮮京城（現ソウル）に起った独立党のクーデターで京城事変とも言われている。

当時、李氏朝鮮政府内では閔氏一派を中心とする保守的な事大党が清国の勢力に依存し、政権を撰って専断政治を行っていた。これに対し、金玉均、朴泳孝、洪英植などの若い貴族子弟を中心とする進歩的な独立党は、日本の支援の下で腐敗した事大党を一掃して近代的朝鮮を建設しようとしてクーデターを起したが失敗したのである。

(10) 李承晩『独立精神』太平洋出版社、一九〇四年、五六―九四頁。

(11) 独立協会が用いたシンボルには「自由」「独立」「自主」「民権」などがあったが、その中でも「自由」と「独立」は最も重要なシンボルとして使われていた。そして「民権」の場合には自由と同じ意味として用いられてもした。

(12) この点は朝鮮と日本との類似点であり、西洋と東洋の相異点でもある。

岡義武、「明治初期の自由民権論者の眼に映じた当時の国際情勢」、『民権論からナショナリズムへ』明治史研究叢書Ⅳ、御茶の水書房、一九七八年改裝版、三四頁。

(13) 金道泰、『徐載弼自叙伝』、首善社、一九四八年、一六七―一六八頁。

第一節 一八九〇年代の朝鮮をめぐる国際環境

およそ国家とは国家利益を増大するために対外政策目標を達成しようとするのである。このような傾向は朝鮮をめぐって展開された国際政治においても例外ではなく、特に一八七六年の日朝修好条規以後の欧米諸国の朝鮮に対する政策の中から推察することができるのである。ところが、李朝末期における国際政治環境を考察してみると、一八七

六年の開国から一八九四—五年の日清戦争期までの一八年間に亘っては、主に日本と清国を軸として両国が朝鮮をめぐって勢力を争ってきたが、このような日本と清国を軸として行われた勢力争いは、日清戦争を経ると共に、日露両国を軸とする勢力争いと対立へ決定的に転換する事になるのである。

このような国際的権力政治の過程の中で、朝鮮の内部からも、当時に存在していた既存の国内、国際秩序を改革して、新しい秩序を樹立しようとする企てがなされたが、このような動きの背景をなしたのは、特に日本とロシアの両国が、それぞれ自国の勢力を伸張しようとする権力政治を展開した事とその根本をなしていたのである。したがって朝鮮の国内における整備のための動きを正確に把握するためには、日本、ロシアおよび欧米諸国が、自国の勢力を伸ばそうとするに当って大きく掲げていた朝鮮の「自主」と「独立」などのシンボル (symbol) が、実際の面で一体どのような意味を持っており、そしてこのような帝国主義国家が、自らの国家利益を第一義的に考える国際政治の中で、朝鮮においては、どのような政策を遂行していたかを考察することにした。

一 日本の大陸政策

一八九四—一八九五年の日清戦争の際に日清両国が朝鮮に出兵することによって、両国間の外交は勿論のことであるが、朝鮮の国内政治状況においても緊迫感が漂うようになった。そのような状況は日本側にどのように投影され、またそれと同時に、日本が朝鮮で行った行動の根底にあった動機は何であったのであろうか。

われわれは日清戦争前後における日本の対朝鮮政策を考察するためには、二つの側面から検討する必要がある。まずその一つは経済的側面である。周知のように、日本の資本主義は明治維新を起点として生成発展することになるが、⁽¹⁾当時、日本は既に近代国家を指向する成長期であって、国内市場が狭い日本がその成長しつつあった日本資本

主義をより一層発展させるために海外市場を求めたのであり、そして、それは朝鮮市場の確保を不可欠の条件としていた。⁽²⁾ また朝鮮が日本の産業資本にとって重要であったもう一つの理由は、朝鮮が輸出市場としてだけでなく、米、大豆などの穀物の輸入地、すなわち食糧資源供給地としても重要な意義を持っていたからであった。⁽³⁾

こうして朝鮮は日本の確保すべき植民地化の対象として選択されたのであり、そして、まず市場としての役割を果すことが要求されたのである。したがって当然日本の商品経済の発展を阻害する要因であった朝鮮の封建的経済社会秩序は日本の商品経済の発展のために否定されねばならなかったのであり、また当時の朝鮮国内で展開されはじめた改革運動が求めた「自主」と「独立」も否定されねばならなかったのである。

このように、朝鮮における日本の政策目標は日本の産業資本の成長に必要な朝鮮の封建的社會經濟秩序の改造であったが、この点は、もう一つの検討すべき点である国家権力の介入による政治軍事的側面と深く関わるものである。

ところが、第二の一八九四年前後の朝鮮における政治軍事的側面は、東学乱をめぐる日清両国の朝鮮における対立関係から考察することが最も適当であるかのように思われる。つまり、一八九四年に朝鮮の国内において東学乱が発生したが、それと同時に清国は一方においては、自国の商業資本の活動基盤を確保維持するために出兵し東学乱の乱を押える事にその関心を集中したのである。それと同時に、他方においては内政干渉によって朝鮮での「ヘゲモニ」(hegemony)を掌握し、朝清宗属関係を強化しようとしたのである。⁽⁴⁾

こうした清国の動きに対して、当時、清国政府の朝鮮における動向に警戒心を払っていた日本の対応は、まず参謀本部次長、川上操六陸軍中将の日本政府内閣に対する出兵要求として現われた。まず参謀本部を中心とした彼らは「東学党の乱を機会にして、兵力を持って朝鮮政府内の親清党を一掃して甲申政変以後の不振の日本勢力の恢復⁽⁵⁾」をはかったのである。伊藤博文首相は参謀総長および川上操六参謀本部次長を閣議に招いて、公使館および居留民保護の名

儀をもって出兵を協議して、兵力は軍部の主張に従って一ヶ旅団にする事に決めた。そして即日、明治天皇に上奏裁可を得た。大島圭介特命全権公使は一八九四年六月五日巡洋艦、八重山に便乗、横須賀から帰任の途にいたのである。このような状況の形成は陸奥外交によるものであった。それでは当時の「陸奥外交」の基調は何んであったのであろうか。これを「朝鮮独立」との関連で考察して見ることにしたいが、その理由は日本が当時主張していた「朝鮮独立」というシンボルがどのような意味内容を持って用いられていたかを検討することによって日本の対朝鮮政策の核心の一端を窺うことができると思うからである。

日本政府は一八七六年に締結された日朝修好条約において「朝鮮を一個の独立国」として確認している。では当時の日本の対朝鮮政策の根底をなしている「朝鮮独立」が果していかなる意味内容を持っていたのであろうか。

明治二七年に刊行された「東邦関係」を一つの例としてあげてみるとその著者である渡邊修二郎は「帝国永遠の盛栄を意欲するならば朝鮮を他国に帰属させてはならない」と論じている。この言葉から推察する事は「他国に帰属させてはならない」ということが、いわゆる日本が主張している「朝鮮独立」論であるかのように思われる。⁽⁷⁾つまりこの言葉の意味は、「朝鮮独立」は日本を除いた日本以外の第三国との関係を断ち切ることを意味するものであり、それは決して日本を含めた諸国家からの独立を意味するものではなかった。⁽⁸⁾

以上のことはつぎのことを考察することによってさらに明確になる。つまり「考えるのに今日には三策しかない。朝鮮を我保護国にするか、あるいはこれを有して我版図を拡張し、我が西境の藩屏を堅固にすること。これは上策である。朝鮮を中分して日清両国がそれぞれの一つを領有すること。これは中策である。内政改革の約をしたという名儀の下で兵を撤する。これは下策である。調整仲裁以下に至ってはそれがどの国家を介するかを不問にしてそれは無策である。⁽⁹⁾」

これによって日本が主張している、いわゆる「独立論」の意味と内容の輪郭を知ることができる。つまり朝鮮を中国の従属的地位から離脱、独立させ、そして、日本の領有にするというような中間過程として朝鮮の独立を意味したのである。

こうして、日本は「事局を一転」するための「一種の外交政略」として提案したのが朝鮮の「内政改革」⁽¹⁰⁾であった。これは何らかの「急迫の原由もなく、または単に外観上なりとも至当の口実もなきに互いに交戦するに至るべき由もない」⁽¹¹⁾日本にとって朝鮮進出の良い口実になる筈のものであった。

日本の朝鮮の内政改革の提案理由は「朝鮮現時の形勢を察する禍乱の潜伏する所本源甚だ深く、今その根柢より秕政を改革するに非ざれば、決して将来久遠の安寧を求むべからずと確信するを以て、目下僅かに区々姑息の術を施し、単に一時の平和を弥縫するが如きは、我が政府が領土接近せる隣邦の友誼において一日も安堵する能わざる所」⁽¹²⁾であると述べている。

また清国に対し朝鮮が「自主国」であると強力に主張していた日本は、朝鮮の内政改革を標榜しが「我が国と彼の国（日本と朝鮮：筆者）とは一葦の海水を隔てて疆土殆ど接近し彼我交易上の重要な論なく、総て日本帝国が朝鮮国に対する種々の利害は甚だ緊切重大なる」⁽¹³⁾がためであった。

しかし清国はこうした日本の意図を座視するはずがなく、また日本も清国の対応を予期し、力を持ってしても朝鮮の内政改革を断行しようとしたのであり、その実施のためには日本の軍隊をソウルに駐留させることが絶対的に必要であったのである。

日本政府から朝鮮への派兵提案を受けた在東京清国特命全権公使王鳳藻は「朝鮮の善後策を講ずる以前に日清両国各々その軍隊を朝鮮国内より撤退し、徐に後図を商定すべし」⁽¹⁴⁾と主張して、その趣旨を即日総署および李鴻章に打電

したのである。⁽¹⁵⁾

しかし、それに対する清国政府の回答は否定的なものであった。そして日本政府の提案に同調できない理由として三個条をあげているが、それはつぎのような内容である。

「第一に朝鮮の内乱は既に平定せり、今や清国の軍隊が朝鮮政府に代りこれを剿伐するに及ばざるに至れり、この際日清兩國が相互に協力してこれを鎮圧する必要を見ず、

第二に日本政府が朝鮮国に対する善後の策はその意美なりといえども、朝鮮の改革は朝鮮をして自らこれを行わしむべし、中国すらなこの内政に干預せず、日本国は素より朝鮮の自主の国たる認めおれり、尤もその内政に干預すべきの権利なかるべし、

第三に事変平定すれば各々軍隊を撤回すべしとは天津条約の⁽¹⁶⁾規定する所なり、この際無論互いに撤兵すべきことは更に議論を容れず⁽¹⁷⁾」⁽¹⁸⁾といひ日本の提案を拒絶した。

以上のことよって、日清兩國の朝鮮に対する思惑が推察できようが、われわれは日本の対朝鮮政策が日本の資本主義の発展に対応したものであったことは陸奥宗光外務大臣のつぎの言葉からも推察できる。

彼は、いわゆる「朝鮮内政の改革なるものは、第一に我が国の利益を主眼とする程度に止め、これがため敢えて我が利益を犠牲とするの必要なし⁽¹⁸⁾」、という立場をとっていた。また彼は、「我が国朝野の議論、実に翕然一致し、その言う所を聴くに概ね朝鮮は我が隣邦なり、我が国は多少の艱難に際会するも隣邦の友誼に対しこれを扶助するは義侠国たる帝国としてこれを避くべからず、といわざるなん、その後兩國已に交戦に及びし時に及んでは、我が国は強を抑え弱を扶け仁義の師を起すものなりといひ、殆ど成敗の数を度外視し、この一種の外交問題を以てあたかも政治的
必要よりもむしろ道義的必要より出でたるものの如き見解を下したり。尤もかかる議論をなす人々の中にもその胸秘

を推究すれば、陰に朝鮮の改革を名として漸く我が版図の拡張を企図し、しからざるも朝鮮を以て全く我が保護国とし常に我が権力の下に屈服せしめんと企図したるものもあるべく、また実に朝鮮をして適応の改革を行わしめ、偏小ながらも一個の独立国たる体面を具えしめ、他日我が国が清国もしくは露国と事あるの時に際し中間の保障たらしめんと思料したるものもあるべく、またあるいは大早計にもこの際直ちに我が国より列国会議を招集し、朝鮮を以て歐洲大陸の白耳義、^{ベルギー}瑞西^{スイス}におけるが如き列国保障の中立国となすべし、と擬議したるものもありと聞けども、これいずれも大概個々人々の対話私語に止まり、その公然世間に表白する所は、社会凡俗の輿論と称するいわゆる弱を扶け強を抑ゆるの義俠論に外ならざりき。余は固より朝鮮内政の改革を以て政治的必要の外、何らの意味なきものとせり¹⁹

このようなことから解かるように、日本は清国やロシアとの対決の手段として、朝鮮を衛星国化し、ついにそれを「植民地化」しようとした日本の対朝鮮政策を「弱を扶して強を抑する」という形の義俠論で片づけている。またこのような日本の対朝鮮政策の目標については、在韓杉村濬書記官によっても良く示されている。彼は、一方においては「朝鮮の内部に变革を惹き起こして閔妃を排斥し、それを反対する人々、あるいは中立の人を中心として政府を構成する²¹」し、他方においては「それに先き立って我兵入韓以来、余は内命を受け、秘密に日本党を招集して彼らに援助を与えて、韓廷を動かそうと²²」したと書いている。

前述した事によって解かるように、日本はつねに「独立の実」云々しているが、日本の朝鮮政策の究極の目的は、日本以外の外国勢力を排除して、朝鮮を植民地化するための中間過程としての「朝鮮独立」を考える構想を持っているかのように思われる。

二 ロシアの東進政策

一八九四―五年の日清戦争後における日本の朝鮮に対する政策が強化されていくことに伴って、ロシアの東進政策も積極化されていくことになった。このような積極化の様子は朝鮮と清国において露骨に現われたのである。

そして、こうしたロシアの東進政策と日本の大陸政策は朝鮮で衝突するようになり、やがて日露戦争に発展することになるがここでは日清戦争後において、ロシアの対朝鮮政策が具体的にどのような形で展開されるのかをふれておきたい。

当時ロシアはバルチック (Baltic) 沿岸における分割略取を遂げ、国家存立の基礎を確立するや、ピーター大帝の遺訓たる領土拡張政策に基き、欧州においてはバルカン半島をその圏内に収めて地中海に出でんとし、中央アジアにおいては印度、ペルシャ方面にその勢力を扶植して海への出口を求めようとしたが、列国の妨害に直面し、意の如くならなかった。しかし東進政策は成功してシベリア (Сибирь) からウラジヴォストック (Владивосток) その他沿海州の広大なる地域を獲得して日本海に達するに至った。ところが、ウラジヴォストックは冬には二ヶ月から四ヶ月ほど結氷することによって閉ざされるし、又このことは商業上に於いて極めて重要なアジアの市場からあまりにも離れてしまう結果になるので、更に南進して不凍港を得ようとしたのはかねてからの願望であり計画であった。このようにしてロシアは秘密ではあったが朝鮮と満州の将来について大きな関心を持っていた。従ってこの地域でのロシアに敵対的な権力はロシアにとって大きな意味を持つ暖かい海に対してばかりでなく、市場開拓のための南進政策の壁でもあった。このようにロシアはもともと満州と朝鮮において、直接の利害関係を持っていたのであるが満州については、日本が遼東半島を占領することによって、特に脅威を感じて敢えて干渉の拳に出してきたのである。⁽²³⁾

つまり、日本が遼東半島を獲得することは、まさに、ロシアの計画を完全に挫折せしめるものであったからである。干渉の理由は実にここにあったのである。その後、ロシアが清国に要求した利権問題をみても、ロシアの意向は良く

理解できよう。即ち三国干渉後、ロシアが清国に対して要求した利権は、ロシアが三国干渉当時にいわゆる「清国の首都を脅かし、東亜の永遠の平和に害」⁽²⁴⁾を及ぼすと言って、日本の抛棄を要求した遼東半島ではなく、バイカル湖以東のシベリア鉄道を満州の領土を通過させて敷設しようとしたことであつた。⁽²⁵⁾シベリア鉄道は早くも一八六二年に計画されたが一八九一年まで実質的に着手されなかつたのである。⁽²⁶⁾しかしそれは極東政策を強力に進めるに従つて、遠くない将来にロシアにとって極めて重要なことであつたし、またロシアの極東政策を推進する上で一つの大きな障害者として登場する日本を予想した上での対策でもあつた。

このようにしてロシアの清国に対する要求が成遂げられたのがいわゆるカシニ (Касини) 条約である。⁽²⁷⁾このようにして、いわゆる「政治上からしても、また経済上からしても、極めて重要な道路は、ロシアの手中に帰属した」⁽²⁸⁾のである。

しかし一八九七年一月には清国がロシアに対して割讓することにした膠州湾を意外にもドイツに占領される。⁽²⁹⁾ことになるや、清国はそれに対する援助をロシアに要請することになった。ロシアは清国を援助するということがドイツと談判を開始しながら、ロシア艦隊の諸艦を遼東半島に集結、旅順、大連湾を占領して、これをドイツの膠州湾占領に対する清国援助の口実にした。⁽³⁰⁾そしてロシアは再び清国政府と交渉して、いわゆるパブロフ (Павлов) 条約というものを締結したのである。⁽³¹⁾

このように積極的な南下政策を進めていたロシアは、朝鮮ではどのような動向をみせていたのであろうか。

朝鮮を支配する国は日本海を支配することができし、またウラジヴォストックに接近することができる。このよ⁽³²⁾うなことは朝鮮なしにはロシアはシベリアで、すでに得たものを維持することができないし、満州への勢力侵透が、一層難しくなることを意味する。

ところが、シベリア鉄道の完成までには朝鮮に勢力を及ぼすことができなかつたロシアは乙未事変⁽³³⁾によってチャンスを作り、中国と日本の干渉を除去し、日本に代つて朝鮮を支配し始め、一八九六年二月十一日の我館播遷⁽³⁴⁾によって朝鮮を完全に支配したがロシアの影響力の下にあつたこの時期の朝鮮政府は今までより一層腐敗したのであつた⁽³⁵⁾。

ところがその間朝鮮におけるロシア公使はスペエリ(A. Спер)、マチュニン(H. Г. Матюнин)公使を経て、パブロフ条約の締結者として、その敏腕を北京外交界に名を有名にした北京駐在露国代理公使パブロフ(A. И. Павлов)が来任した。

怪腕の所有者パブロフ新公使は果然、着任後、間もなくロシア人伯爵ケサーリング(H. Keyserling)に威鏡、江原、慶尚の三道、三ヶ所に捕鯨の根拠地を獲得させた⁽³⁶⁾。そして彼は、旅順、大連、即ち関東州の租借に成功した結果、東清鉄道の竣工と共に満州一帯はロシアの領土と全く同一のようなものとなつたので、再び朝鮮をその勢力圏内に入れようとした。パブロフ公使は朝鮮と密約して馬山浦に東洋艦隊のために、石炭貯蔵所、及び海軍病院設置の特許を獲得した⁽³⁷⁾。ロシア側のその真意は馬山浦を租借して軍港としようとしたし、旅順港とウラジヴォストクの海軍との連絡を安全にし、日本を牽制して、それによつて朝鮮は勿論、満州及び清国本土から、日本の勢力を駆逐し、それをロシアの勢力圏内に置こうとしたのである。しかし、ロシアの馬山浦土地買収計画は日本の妨害工作によつて失敗した⁽³⁸⁾。朝鮮におけるパブロフ公使の馬山浦租借が失敗した後、報復的に、鴨緑江唯一の港湾である龍岩浦を租借したし、また朝鮮政府を圧迫して、密約を締結して、二五万坪の土地を買収して砲台を建設した⁽³⁹⁾。パブロフ公使は再び内蔵院卿、李容翊を懐柔して、森林会社代表クンスブルク(Gunzburg)と契約して、森林会社社員保護という名の下で、九連城、鳳凰城、龍岩浦に一旅団のロシア兵を駐屯させた⁽⁴⁰⁾。

このようにしてロシアも自国の利益と権益のために彼らの南下政策の一環として、対朝鮮政策を積極的に進めてき

たのである。

三 欧米帝国主義諸国の朝鮮政策

日清戦争当時、アジアに対する欧米列強の関心は極めて大きかったために、朝鮮との関係では二つのことが考えられる。

まず第一は、欧米諸国と朝鮮との外交関係の発展次第では、日本の朝鮮に対する強圧的内政改革による侵略を抑止することが可能であったという点である。しかし、このようなことは欧米列強によって行われなかったのである。

第二に考えられることは、もし欧米列強諸国が、日本の朝鮮に対する侵略的行動に対し、強力な武力的干渉を加えたならば、これもまた朝鮮における政治状況を別の方向に進展させる可能性があったように思われる。しかし、このような方向もまた欧米諸国によって選択されなかった。

当時の朝鮮をめぐる欧米諸国の極東政策をみると、ロシアは一八九六年、山県・ロバノフ(Лобанов)⁽⁴¹⁾協定において山県有朋の提案を「その地理的および政治的条件によって不遠ロシア帝国の一部になるべき朝鮮の運命」⁽⁴²⁾であると云って拒絶したし、フランスはロシアと一八九一—四年に露仏同盟を結んでいた⁽⁴³⁾のでロシアと同じ態度を取っていた。

イギリスの政策は、清国海関稅務司ロバート・ハート(Robert Hart)によって良く示されている。彼によれば「朝鮮に関連するすべてのものについて、その前提になることは、朝鮮は清国の属国であるということだ」⁽⁴⁴⁾と述べている。

またイギリスは、当時「徹頭徹尾、何らの原由を問わず、東洋の平和を攪乱せざることを切望していた」⁽⁴⁵⁾のである。当時イギリスは、露仏同盟に対して基本的に対立して、ロシアとの対立は、トルコ・ペルシャ・アフガニスタンなどを中心として漸次に尖鋭化し、フランスとは、アフリカ大陸の分割をめぐる鋭く対立していた。⁽⁴⁶⁾

ところがこのようなイギリスとロシアの対立は当然、清国市場を中心としても行われていたし、事実それは一八八五年を前後にして具体化されていたが、イギリスの東洋政策は、要するに、ロシアの北部からの南下政策とフランスの南部からの北進政策に対して、清国の独立を守り、それによって自国の利益をはかるうとしたのである。ところが、ロシアの南下政策に基づく現実的行動が朝鮮で行われることによって、初めて朝鮮の問題について深い関心を持つ様になった。そして、また朝鮮におけるイギリス産業資本の活動は主に清国の商業資本を通じてのみ行われていたという事実がまたイギリスの朝鮮についての態度を決定したのである。⁽⁴⁷⁾

即ち、当時の清国商人は一八八二年、朝清水陸貿易章程成立によって朝鮮市場を開放し、絹織物の輸入に全力を注ぎ、忽ちソウル市場を支配し、店舗にしても清国商人はソウルのメイン・ストリートを占領した。このように清国商人が朝鮮で日本商人より有利な立場に立つことができた一つの理由は朝鮮市場における最大輸入品なる外国産金塊輸入の覇権を日本より奪取した点に求められる。ということはかつての日本仲継輸出が上海に輸入されたイギリス商品を一度、長崎、神戸のイギリス人商館を介して仕入れ、朝鮮へ仲継されたのに反し清国は上海で直接に仕入れて同じく朝鮮に、仲介したのである。この仕入れの差が、運賃、原価において清国商人に有利であり、彼らの朝鮮進出の一つの理由となった。従って日本は、日本と同様の商品を持って朝鮮市場に登場して来た清国の商業資本との対立に次第に敗れて、日本は必然的に自国品を以って対抗せざるを得なくなった。

このような観点からするとイギリスの対朝鮮政策は端的に言って「朝鮮は清国の属国」⁽⁴⁸⁾であるということが対朝政策の核心的な内容をなしていたのである。

またアメリカは南北戦争(一八六一—一八六五)を経た後の國務長官シュワート(William H. Seward)による極東政策が行われるが朝米関係は停滞していた。アメリカは当時に極東において不干渉政策を取っていたが、それは地理的

商業的利益の点から、中国、日本およびヨーロッパ諸国のアジア貿易と領土に対する意図とは異って不干渉政策を取る事が可能であったからである。したがってアメリカは極東において何よりも平和を望んでいたものであり、それは戦争が貿易から得る利益を阻害するからであった。⁽⁴⁹⁾ 他方において、アジア地域でヨーロッパ諸国の侵透を好まなかったが、それはヨーロッパ勢力の侵透がアジアにおけるアメリカの門戸開放政策に対する脅意になったからである。このような観点に立っていたアメリカが中国や日本との関係で平和的関係を維持したのは、ヨーロッパ諸国のアジア侵略を阻止しアジアを強化するためには是非とも必要なものであると思っただからである。

このようにしてアメリカは、中国や朝鮮そして日本の要請によっていわゆる友好的行動を取ることになるが、このような例は、第一に、清仏戦争（一八八三—一八八四年）の例でみることができ、この時にアメリカはいかなる犠牲を払っても、平和は戦争よりも良いと考えて平和的解決のために努力したのである。

この例の第二は、朝鮮に対するアメリカの態度からもうかがえる事ができるが、一八八二年の朝米通商条約以来、アメリカはすべての外国との関係で朝鮮を独立として認める政策を取るが、朝鮮が自ら主権の行使が不可能であった当時の政治状況の下では意味を持たなかった。日清戦争後においても朝鮮内での日本勢力に対して反対はしてなかった。このことは外国勢力と共にアジアに干渉する事は、アジアを強化するよりも弱化するものである⁽⁵⁰⁾と考えたからである。それではこのようにアメリカが東アジア政策で不干渉政策を取った要因はどこにあったのであろうか。

中国と日本の争いの中で技術的に中立政策をとったのは、第一に、中国人と日本人のアメリカへの移民の問題と関連するのである。これらの両国民のアメリカへの移民は太平洋沿岸とハワイ等に欠けていた労働力を提供していたし、また政治的にはこれらの移民が州選挙や大統領選挙をしなければならぬ民主、共和両党の投票権獲得の対象になつていた点であった。⁽⁵¹⁾

第二は、中国及び日本との貿易関係と関連するがこの点について少し述べておきたい。一九世紀の後半を三つの時期に分けてアメリカの貿易の性格をみると第一期は一八四四―一八五八年まで第二期は一八五九―一八九五年まで、第三期は一八九六―一九〇〇年までである。この三つの時期はそれぞれの特徴を持つ。第一期にはアメリカの商業と造船量が急激に増えるが第二期に於いて衰退、失敗してイギリス、ドイツの競争者に敗れることになる。第三期である一八九五―一九〇〇年はアメリカの産業化、機械文明化と一致する時期であるし、それは、一八九三年以来の恐慌の回復期でもある。そして、日清戦争が終るとともにマッキンリー (William McKinley) ⁽⁵²⁾、ヘイ (John Hay) の政策によりアジアでアメリカの新しい商業的、政治的活動が始まるのである。ところが一八九八年までのアジアでのアメリカの関心は日本と中国に集中されていたのであり、時おり朝鮮にも向けられていた。ところがアメリカのアジア政策が積極的でなかったのとアメリカの外国貿易においてアジア貿易が占めている比重をみると解かることであるが、一八二一年から一八九七年までの全アメリカ貿易総価格からアジア貿易が占める率は五・九%から六・九%にすぎない。その上に輸入に比べて輸出は少なかったのである。また中国と日本との貿易をみると一八六〇年から一八九七年での中国との貿易量は全アメリカの外国貿易量の三%から二%以下に低下しているのに反して日本とのそれは〇%からだんだん増加して一八九七年には二%に達している。⁽⁵³⁾ 一八六〇年に一九三、八六五ドルであった日本との貿易は一八三〇年には二六、三三五、九六七ドルに増加したのに対して、中国は一八六〇年に二二、四七二、六〇五ドルであった貿易が三〇年後である一八九〇年には一九、二〇六、六八〇ドルに減少したのである。⁽⁵⁴⁾

日清戦争後にアジアとの貿易が増加されたが、日本が第一位を維持していた。一八九七年のアメリカの中国との貿易量が三二、三二八、二九五ドルであったのに対して、日本とのそれは、三七、二六五、二三四ドルに達した。中国に対して日本との貿易量が増加した理由は一八六〇年以前は中国がその唯一の供給地であった。お茶と絹の取り引き

が日本となされた事や日本での製造工業の始まりはアメリカでの原綿の需要を増加させた。

それに対して朝鮮との貿易は見るに足りなかつた。⁽⁵⁵⁾このようにしてアメリカの政策が、日本に傾けるようになった理由を中国と日本の相対的地位から見つけることが可能であるし、経済的に富裕でない朝鮮に対して、消極的であつたアメリカは、朝鮮に影響力を及ぼすこと自体が利益だと思つたよりも、逆に負担であると思つていたことが解かるとともにアメリカの対朝鮮政策の消極性を理解することができるのである。

今まで述べてきたところからも解かるように、日清戦争を軸として、その前後に展開された国際的権力政治 (power politics) のなかで、朝鮮内部における対外意識は変化することになるが、このような変化は、日清戦争後に成立した、いわゆる「独立協会」の運動の動きの中に特徴的に現われている。この特徴的な対外意識の変化は、やはり日清戦争や日露両国の朝鮮をめぐる国際的権力政治を体験することによって「自力による自主と独立」のみが、民族の独立に対する脅威から朝鮮を守る方途だという意識を持つようになった所から生じた変化に外ならない⁽⁵⁶⁾と思ふのである。そこで朝鮮を侵略する外国勢力から朝鮮の自主、独立を守る方法として、朝鮮の国内整備による国内体制強化が大きな問題になるのであり、このような自発的な国内整備による国内体制強化という考え方は、第三節の第四以下で述べるように、政治参加運動の形として萬民共同会とかあるいは中樞院改編による政治参加運動の形として展開されるが、第二節においては一八九四―五年の日清戦争を軸として日露両国の朝鮮をめぐる権力闘争という歴史的な政治過程の中で、その対外意識の変化に伴う改革運動をとりあげ、その前後の対外意識との比較において、これらの改革運動の共通点や相異点を考察することにより、独立協会の運動の特色を明らかにしようと思ふのである。

(1) 加藤俊彦、楳光達、大内力、大島清『日本に於ける資本主義の発達』上巻、東大出版会、一九五一年、三頁

(2) 日本は朝鮮市場の確保のための政策をとるようになるが、それと同時に、日本は当時世界を圧倒する工業力と七つの海を支配する海軍力を

- 背景としたイギリス産業資本と争うことになったのである。茂木六郎「日本資本主義形成期における国外市場の問題」日本経済機構研究所編『日本資本主義論争、前進のために』、白林社、昭和二十三年、四八頁
- (3) 申国柱『近代朝鮮外交史』探究堂、一九六五年、三三九頁
- (4) 朝清宋属関係については、田保橋潔『日清戦役外交史の研究』刀江書院、昭和二十六年、一四五頁—一六七頁、姜志元『近代朝鮮政治史』一九六〇年、二六〇頁
- (5) 姜志元、前掲書、二六三頁、陸奥宗光外務大臣は閣議において「若し清国にして、何等の名義を問はず、朝鮮に軍隊を派出するの事実あるときは、我国に於ても相當の軍隊を同国に派遣し、以て不虞の変に備へ、日清両国が朝鮮に対する権力の平均を維持せざるべからず」と意見を陳述している。田保橋、前掲書、一〇〇頁
- (6) 渡邊修二郎『東邦関係』明治二七年二頁信夫清三郎『日本外交史』(1)、毎日新聞社、一九七四年、一一〇頁
- (7) 海妻文彦「日露開戦法理論の史的回顧」神川彦松先生還暦記念『近代日本外交史研究』有斐閣、昭和三二年、六五頁
- (8) Tyler Dennet, *Americans in Eastern Asia*, (N.Y., Barnes & Nobles, 1963), p.502
- (9) 渡邊修二郎、前掲書、一五一—一七頁
- (10) 朝鮮の内政改革については、田保橋潔、前掲書、第四章参照
- (11) 陸奥宗光『蹇蹇録』、岩波文庫、一九八三年、四七頁
- (12) 同右、五二頁
- なお陸奥宗光外務大臣は六月一七日に清国駐劄臨時代理公使小村寿太郎に日本軍の朝鮮派遣が日本政府の意図であることを清国政府に伝えることを電訓している。日本外務省『日本外交文書』第二七卷第二分冊明治二七年、一六三—一六四頁
- (13) 陸奥宗光、前掲書、五六—五七頁
- (14) 同右、五一—五二頁
- (15) 光緒二〇年五月一三日、総署宛、李電報(電稿一五)
- (16) 天津条約は、一八八四年一二月の京城事変(甲申政変)の結果、一八八五年(明治一八年)四月天津において日本全権伊藤博文と清国全権李鴻章が朝鮮における緊迫した日清関係を調整するために結んだ条約である。清国は清仏戦争に勝利した時であり、日清両国軍隊の一斉撤退を要求する日本の主張は容易に通らず、清国の朝鮮に対する出兵優先権を黙認することで妥協が成立した。条約は三ヶ条から成り、その内容は、①四ヶ月以内に日清国軍隊が朝鮮から撤退すること、②両国は軍事教官を派遣しないこと、③重大な事変が起り、両国または一国(これは清国を意味する)が出兵する時は、まず「行文知照」することが決められた。この条約は軟弱であるということと日本国内では不満が高ま

った。

- (17) 陸奥宗光、前掲書、五三一―五四頁
 - (18) 同右、六二頁
 - (19) 同右、六一―六二頁
 - (20) 坂本義和『核時代の国際政治』岩波書店、一九六七年、三〇〇頁
 - (21) 杉村濬『明治二七、八年在韓苦心録』一九三二年、四三―四八頁
 - (22) 同右
 - (23) 海妻玄彦、前掲書、六九頁
 - (24) 矢野仁一『日清役後支那外交史』東方文化学院京都研究所、昭和二年、六頁
 - (25) 姜志元、前掲書、三二―三八頁
 - (26) Tyler Dennet, op. cit., p.472
 - (27) カシニ (Kacchin) 条約は、李・ロバノフ (Лобанов) 条約が訛伝されたものである。李・ロバノフ条約は一八九六(明治二九)年五月二二日露帝戴冠式参列のためロシアを訪問した李鴻章と、ロシア外相ロバノフ (A.B. Лобанов) および蔵相ウイッテ (Bute) との間に調印された、日本を対象とする露清秘密防敵相互援助条約である。この条約の内容は六条から成っているが、①日本がもしロシア領土、清國、あるいは朝鮮を侵略する時は、兩國は相互援助すること、②満州内地を通過してシベリア鉄道をウラジヴォストクにまで延長すること、③極東が不安定である場合には山東省膠湾を一五ヶ年間、ロシアに租借すること、④戦争が発生するには旅順、大連にロシアの陸、海軍の集結を承認すること、⑤旅順、大連は永久に他國を割譲しないこと、などである。その後同年九月八日ベルリン (Berlin) で許景澄公使と露清銀行代表が東清鉄道建設および経営に関する契約二ヶ条を調印し同鉄道建設が開始された。ところが、一〇月に入りノース・チャイナ・ヘラルド (North China Herald) 紙が在清ロシア公使カシニが密約を締結したと公表した。これが訛伝された理由である。
- この条約の期限は一五年で秘密が厳守され日本が密約の存在を確認したのは日露戦争開始後であった。
- (28) 矢野仁一、前掲書、四〇―四五頁
 - (29) 姜志元、前掲書、三二―三八頁
 - (30) 矢野仁一、前掲書、四四―四五二頁
 - (31) パプロブ (Pavlov) 条約は一八九八年三月二七日に結ばれたもので、この条約の内容は、①ロシアは旅順、大連二港に対して二〇ヶ年の租借権とその継続権を持つこと。②大連、旅順に兵備を設置して、陸海軍を集中することができること。③ロシアは東清鐵道道の幹線として旅

順、大連に接続する鉄道とその支線を敷設する権利を持つことなどの三つの条項を含めている。

そしてこの条約を締結した後、一ヶ月も経過されず、再び追加条約として租借区域を拡張し、日本の返還した遼東半島の全区域が完全にロシアの利権下に入ってしまった。このようになるや日本も日清戦争の特に消耗させた国力を再び備えるため着々と戦備を整えたのである。

(32) Tyler Dennet, op. cit. p.472

(33) 乙未事変とは一八九五年一〇月八日に駐韓日本公使、三浦梧棲によって行われた事件で朝鮮の王宮を襲撃して王妃を殺した事件である。そしてその年が乙未年であったので乙未事件とも言われている。

この事件によって外国諸国は大きな衝撃を受けたし、したがって日本に対する国際世論は非常に批判的であった。この事件を契機として、日本の朝鮮政府への影響力は弱くなり、それまでの日本勢力に代わってロシア勢力が朝鮮に入ることになるのである。

(34) 俄館播遷とは乙未事変後において排日気勢がますます高くなるにしたがって、ロシア公使ウエベルが公使館保護の口実の下で一八九六年二月突然水兵一〇〇名を仁川からソウルに入城させた後、親ロシア派の李範晋、李允用、李完用などと相談して、国王をロシア公使館に移したことを指すのである。乙未事変の閔妃殺害以後に、不安を感じていた国王はロシア公使館に移った後、約一年間ロシア公使館に留ることになった。李弘植、申夷鎬、曹佐鎬、韓佑勅、『国史新講』、一潮閣、一九五八年、三七八頁。李瑄根、前掲書、七二五―七四五頁

(35) Tyler Dennet, op. cit. p. 503

(36) 広江沢次郎『韓国時代のロシア活動史』朝鮮公論社、ソウル、一九三二年、二五頁

C.I. Eugene Kim and H. K. Kim, *Korea and the Politics of Imperialism, 1876-1910*, (Berkeley, University of California press, 1958), p.98

(37) 広江沢次郎、同右、二五頁

(38) 当時の朝鮮駐在の林公使の敕命によって、朝鮮政府がためらっている内に、日本人の迫間房太郎が当時の日本の参謀本部の命令を受けて新馬山と旧馬山の海岸地の土地を全部買収して、参謀本部に引渡してしまった故にロシア側は馬山浦にロシアの東洋艦隊のための石炭貯蔵所や海軍病院設置のために必要な適当な土地を買うことができず、土地買収計画は失敗したのである。

(39) 広江沢次郎、前掲書、五七頁

(40) 日本公使、林権助は龍岩浦事件に対して朝鮮政府に抗議を提出すると同時に龍岩浦を開港するように強要し、ロシアは逆に単独租借を要求してお互いに一歩も譲らない気配を示したのである。

この龍岩浦事件はふさい問題ではあるが、日露両国の対朝鮮政策をめぐる利害関係の対立を端的に示している事件である。

(41) 山県・ロバノフ (Тобанов) 協定は

一八九六年六月九月、ロシア皇帝ニコライ二世戴冠式参列のためロシアを訪問した山県有朋とロシア外相ロバノフとの間に調印された朝鮮

に関する日露協約である。日露両国は、朝鮮に財政的援助を与えること、日本は京城（ソウル）釜山間の電信の管理、露国の京城—国境間の電信架設の権利獲得、両国軍隊の派遣の際は用兵地域限定のことなどを協約した。

- (42) ボクトロブズキ、藤原惟人訳、『一九〇五年』、一四〇頁
- (43) 露仏同盟 (Franco-Russian Alliance, 1891-1917) は、三国同盟に対抗した露仏間の同盟である。一八九〇年六月、ロシア・ドイツ間の再保障条約がロシア側の希望にも拘らず、更新されなかったため、ロシアはこの際に財政的援助を与えていたフランスに接近し、フランスのフレシネ (Freyinet) 内閣と露仏同盟を結んだのである。
- (44) Morna H.R. The International Relation of the Chine Empire (1884-1891) vols 13 (Shanghai, 1910-18)
またロバート・ハート (Robert Hart) は、朝鮮問題のほかにヴェトナム (Vietnam) をめぐり中国とフランス間の紛争を解決するために努力した。Zara Steiner ed., The Times Survey of Foreign Ministries of the world, (London, Times Books, 1982) p.129, p.126 および p.129.
- (45) 陸奥宗光、前掲書、八六頁
- (46) 岡義武『国際政治史』岩波書店、一九六三年、一三〇頁
- (47) 北川修『日清戦争までの日清貿易』、『歴史科学』創刊号、白揚社、昭和七年、七九頁
- (48) 一八九〇年前後の極東を視察し、後に外相に就任したカーゾン (George Nathaniel Curzon) 卿はもし朝鮮が崩壊して再起できないならば清国をして過去のよう保護者である地位を保持するよう指示していた。
- (49) Tyler Dennet, op. cit., p.489
- (50) Ibid, p.498
- (51) 細谷千博、本間長世編『日米関係史』有斐閣、昭和五七年、一九八一—二二二頁
- (52) Tyler Dennet, op. cit., p.578.
- (53) Ibid. p.580.
- (54) Ibid. p.580.
- (55) Ibid. p.582.

朝鮮にきた欧米商人も多少いたがその著名なものにドイツ人経営のメーエア商会（ソウル）、アメリカ人経営のホーム・リンガー商会（仁川）があり、前者は政府へ気船売込み、土地売買などに従事、後者は精米業を盛大に営みかつ王官の注文品を取り扱った。勿論、これらの商人は本国との直接取り引きではなく、上海、長崎、神戸付近の自国商館の仲介をなすに止まり、その貿易額も不足で日清に比較すれば些細なもの

であった。

つぎは、一八九六年の在朝鮮商館数を示せるものであるが、これは日清商人と欧米商人との比較について参考になる。

国別	港別	仁川	釜山	元山	合計
日 本		26	132	52	210
清 国		12	14	11	41
ド イ ツ		6	—	—	6
イギリス		2	—	—	2
アメリカ		2	—	—	2
フランス		1	—	—	1

(56) ロシア大蔵省、農商務省山林局抄訳『韓国誌』、農商務省山林局、一九〇五年、一三六頁
 独立新聞、第一巻、第一八号及び第一巻第一一一号

第二節 日清戦争前後の改革運動とその推移

一 一八七六年以前の時期

一八七六年以前は朝鮮が鎖国政策を取っていた時期である。この時期は一方においては国内の社会的諸条件の未成熟により、国内の国民的統一に失敗した時期であり、他方においては、依然として中華思想によって支配されていた時期でもある。

朝鮮における対外異民族闘争は、昔の時代からあったが一八七六年の朝鮮と日本の修好条規が結ばれる以前においては、対外異民族闘争そのものは政治的一体意識までに昇華せず、従って、それは連帯意識を持つ国民的統一へ導くまでには至らなかったのである。それには国内的にも、対外的にも国民的統一まで導くような社会的環境が成熟していなかったからである。

まず国内的な側面をみると、李朝時代の社会構成において、階級的区別は厳然たるものであった。封建的貴族階級は下層階級から遊離していたのであり、農民はただその搾取の対象、圧制の目的物にすぎなかった。このようにその身分制度が厳格であったので一般農民は佃夫・農夫・農軍、そして雇傭的農民というものがあつたし、またその下に身分下の身分、つまり非身分として非人間的搾取の対象群として、いわゆる「七般公賤」として妓生、内人、吏族、駅卒、軍令婢、有罪逃亡者と「八般私賤」として僧侶、令人、才人、巫女、捨党、拳史、百丁などがあつて、これらの身分は世襲的であり、身分、職業の転換の禁止、法律、道徳から慣習に至るまで差別的構造を持っていたし、上からの専制的命令に対しては無条件、絶対的服従があるばかりであつた。したがって相反する上、下の両階級の間には利害、感情の面において相通するものがなかつた。⁽¹⁾

このようにして「山川草木に至るまで、意のままに処分しようとする」⁽²⁾強大な権力の保持者である特権階級は、朝鮮の文化までを独占していたのである。そして「何回も政治上の変遷を経てきた半島の天地も、社会上における変遷は一回も経てなかつた」そして「朴、昔、金（新羅の宗性）王（高麗の宗性）李（朝鮮の宗性）などの易姓革命はほとんど変わりなく、前期の王班は依然として後期の両班になり、被支配階級は常に圧制を受けて再び台頭の機会を持たなかつた。両者はただその生い立ちと環境において多大な隔たりがあつたばかりでなく、相互の間には思想上のコミュニケーションは勿論、感情の交流すらもなかつたし、まるで人種が異なるのではないかと疑われる。……彼らは儒教

を吸収するためには、相当の犠牲を支払ったし、また相当の努力も払ったのである⁽³⁾。

このようにして朝鮮の文化は社会の上層に独占されていたのである。このような環境の中で下層にある被支配者たちが、政治的関心を示すはすかなかった。儒教的に編成された社会組織、封建的特権階層の搾取の対象としての農民、そして鎖国という一連の事情によって、民衆は思想的に支配とは断絶されていた。

ところで一八七六年以前に於いても、勿論一体的連帯意識そのものが全くなかったとは思われない。一時的ではあってもある程度の一体感を自覚した向きがあった。たとえば壬辰出乱⁽⁴⁾(一五九二—一五九八)と丙子胡乱⁽⁵⁾(一六二七—一六三六)等のように外来の侵略がその契機になり、異民族に対する共同意識の自覚に刺激されたことがそれである。

しかしそれは政治的一体性まで高められなかったのであり、外国勢力に対する反対それ自体もつぎのような点に關する限り問題があると思われる。つまり、外国侵略に対して取った支配階層と被支配階層の態度である。

まず被支配者についてであるが、たとえば壬辰倭乱の時を例としてみると都城の宮庁に放火をしたのは当時の被支配層であったのであり、王子二人(監海君・順和君)を会寧の反乱民たちが敵に渡すようなこともあった。

そしてまた丙子胡乱(一六二七・一六三六)の時においても、その侵略の手先になっていたのが、韓奸⁽⁶⁾であったのであり、李适の乱の党であった韓明璉の子であった韓潤が後金に逃げて朝鮮を侵略することを後金の太宗に勧めたこともあった。このような事は、低辺階層の政治的無関心を示すものであり、これはまた李王朝に於ける多年に亘る封建支配関係がもたらした現実であった。

それではこのような被支配層の支配層に対する態度に対して、支配層の外国に対する考え方はどうであったのであろうか。

当時の朝鮮の支配層は世界は中国を中心にくっつかの国にすぎないと信じており、また中国だけが唯一の文明国で

あり、その他の国はすべて「夷狄の国」であると思っていた。したがって日本に対して反対した場合にも、そこには中国を前提とした、つまり「夷狄の国」に対する反対の意味を持っていたし、胡乱の時に満州族に対して反対した場合においても、「明」が「中国」である、という考えを前提とした反対であった。

したがってこの時代において、注目すべきことは、胡に対する抵抗そのものは宗主国に対する胡、つまり夷敵としての胡に対する抵抗であったので、それは中国それ自体の排斥ではなかった。そのような意味において一八七六年以後において一部の開化運動者によって行われた清国に対しての反対は宗主権者に対する反対の意味を持っている。したがって前者とは厳格に区別すべきである。

このような状況の下で、この時代の朝鮮の支配層を支配した思想は中国の「中華思想」と、それに対して朝鮮の、「小中華思想」であったのであり、したがってこの時代における外国への抵抗はその反面で中国に対するロイヤルティ (loyalty) を前提にしていた。

このようにみてくるとこの時代の民衆の抵抗は、自らの民族意識の自覚によって行ったというよりはむしろ国内的には上位者に対しての義理による忠誠と服従が、そして対外的には中国に対するロイヤルティがその中核をなしていたと思われる。しかし、それにも拘らず一八七六年を軸として鎖国政策から開国政策に転化したということは、今まで述べてきたような外国人に対してのイメージや清国に対してのイメージが変化してきたということをも意味したと言っている。

二 一八七六年から一八九四年までの時期

この時期は朝鮮の近代への発展のために、民衆と政治秩序との間に介在せる障害を除去してナショナリズム進展へ

の道を打ち開きはじめて画期的な変化期である。したがってこの時期は近代李王朝社会構成の解体過程であり、これをイデオロギー面から言えば封建的觀念形態から多かれ、少なかれ抜け出る思想の形成過程である。

このようなことを端的に現わしたのが、一八七六年に今まで守ってきた対外排斥の考え方、つまり鎖国政策から、開国政策に変わった事実であるが、それは、朝鮮と日本の修好条規の形で現われた。そして一八七六年以後には欧米諸国とも、つぎつぎに条約が結ばれることになるが、このことはそれまでの中国中心の世界像や日本と西洋に対するイメージがそれぞれ変わってくることを意味するのである。この時期には西洋の文化が日本を通じて間接的に流入されることによって、日本が朝鮮の近代化のモデルになる一面もあった。たとえば一八七六年江華条規調印の直後に、朝鮮は日本の勧めで金綺秀を正使とする使節団を、日本に送った。一行は日本に約二〇日間留まり招待せめの歓待を受けた。彼らは日本に好印象を持って帰国したのである。

この見聞は金綺秀の手記である「日東記遊」に記されているが、その結果として親日党はますますその勢力を伸ばしていった。そしてその後一八八一年四月に洪英植、朴定陽、魚允中、趙準永、沈相学、趙秉稷、嚴世永、閔種默、姜文馨などの高官と新進青年達は、日本を視察したのである。そして彼らは何よりも、日本兵制に驚いたので、日本を視察した尹雄烈などが中心になってちょうど守旧党の勢力不振の好期を利用して彼らは政府に勧めで、軍制の改革を断行させたのである。即ち従来の五營(扈衛、訓練、禁衛、御營、総校)を全廃して翌年新規に、武衛、壯禦の二營を設置して、李景夏を武衛、申正熙を壯禦の各大将として任命、また別技軍と称して新式の一隊を設置して、その教官として日本公使館在勤の陸軍工兵中尉、堀本礼造及び翻訳事務として参謀本部語学生、武田甚太郎などを招聴して彼に訓練を委任し、京城東部の下都監をその兵營及び練兵場として両班階級の子弟八〇名を選抜して、士官生徒といひ、日本式軍練をさせたのである。⁽⁸⁾要するにこれは「朝鮮の改革を主張して兵を新式に改革」⁽⁹⁾しなければならぬという

ことで行ったが、これは当時の守旧と開化のはげしい権力闘争の結果でもあって、彼らは兵権を掌握することによって、政権掌握の手段としようとしたのである。このように日本をモデルにした近代化運動のもう一つは一八八四年に甲申政変の形で現われたのである。甲申政変そのものも当時の守旧党と対立して日本勢力に依存し、急進的な上からの改革を企てたものであるが、他方に於いては守旧党政権を打倒して親日党を中心として新政権を樹立しようとする目的を持っていた一種の権力闘争でもあった。

ここで注目すべき事は一八七六年以前の朝鮮の国内における権力闘争は主に儒教思想の枠内での権力闘争であったという点である。

したがって、この期間においては、ある問題について論争があった場合にしても、それは儒教の倫理からその問題をどのように解決するべきかをめぐる闘争の形を取っていた。

ところが一八七六年頃からその後の時期にわたる権力闘争は、外国勢力と結びつくことになった。また国内の権力闘争そのものが外国勢力と結びつく形で行われることによって、国内的な権力闘争から国際的な権力闘争に転化することになった。

このようにして、一八七六年から日清戦争までの期間には、朝鮮の体内に常に潜在していたこの権力闘争が国際性を帯びることによって朝鮮内に守旧と開化という二つのグループがそれぞれの支持勢力としての清国と日本によって支えられることになった。

ところが一方において開化党は西洋文明が日本を通じて間接的に朝鮮に伝えられるや、日本の明治維新をモデルにして朝鮮の内政を改革し、政府を改造し、その外にも清国と朝鮮との、宗属関係を廃棄しようとして、日本勢力の支持による「自主」「独立」を計ったのであり、それとは逆に他方の守旧党の方でも、大院君の排外政策を打破して、

開国の国是を決めたが⁽¹⁰⁾、彼らは宗主国たる清国、特に極東における最大の政治家として思わされた北洋大臣、李鴻章とその幕僚の指導と援助を得て朝鮮の内政改革をしようとしたのである。⁽¹¹⁾

ここでは開化党を中心として行われた甲申政変の開化運動そのものがどめのような性格を持っていたかを少し考察してみたいが端的に言ってそれは当時の守旧党とその権力闘争の一形態としての一面があることは明らかである。

それは、当時に両班階層出身を中心として構成されていた開化党がどのような立場に置かれていたかをみる事に依ってははっきりするのである。「開化党は洪英植、朴泳孝、朴泳教、金玉均、徐光範などをその首領とする。……

洪、朴、金、徐などは共に朝鮮の代表的な両班出身ではあったが、戚族の閔氏、趙氏に圧迫されて、何等の勢力も地位も有しなかった。云々⁽¹²⁾」そしてまた「開化党が戚族に対抗して日本勢力に依頼し、急進的革新を企図したのは、革新を標榜しつつも、実は戚族政権を打倒して、新たな権を樹立するのを目的にしたためである。

明治維新が皇室中心が政権確立に成功したのを見て、国王を中心とし、宗室を糾合しようとした形跡が見えるのもその理由による。云々⁽¹³⁾」。

したがって甲申政変そのものが「他力による朝鮮の自主と独立」を守ろうとした改革運動であった点は守旧党が清国という宗主国を背景として「他力による朝鮮の改革」をはかった意図と同一線上にあるわけで、このような点でそれは一八九四―五年の日清戦争後に行われた「独立協会」を中心とした民衆運動のいわゆる「自力による朝鮮の自主と独立」運動とは性質上異なるものである。

また一八七六年から日清戦争までのこの時代が封建観念から抜け出ようとする新しい思想形成のための転換過程であることは甲申開化運動と東学運動を比較してみることによっても解かる。というのは甲申開化運動そのものは、上からの改革を企てた運動であったので、それを指導していた主導的な人物は、少数の両班階層の人であって、その運

動から民衆が除外されていたばかりでなく、民衆の呼応ないし支持を受けるような社会的な地盤も全然もたなかった。たとえ、漢城旬報を発刊して啓蒙したとしても、それは漢字だけを用いることによって、その運動への民衆の参加が制限されるような結果をもたらしてしまった。

このような性格の甲申政変に対しては、日清戦争の原因にもなった東学運動は一八八四年の甲申政変の改革と良い対照をなしている。つまり官吏の苛斂誅求を討罰して腐敗した政治を肅清しようとするこの改革運動は、「除暴救民」「輔国安民」という旗幟を高く揚げた広汎な民衆の抵抗であったし、その主導層と参加対象が「農民階級」であった点でまず「下からの運動」であった。この点は一八八四年の「上からの改革」とは異なる点である。又他方に於いては日本と清国の両国が、この「下からの改革運動」を弾圧するために出兵していることをみると良く解かるようにこの改革運動は外国勢力に反対している点で「外国勢力に頼る改革運動」である甲申政変とも異なる。

このようにしてみると日清戦争の前に起きたこの東学運動の改革運動は「内からのエネルギー」と「下からのエネルギー」によって発生した一種の改革運動ではあるが、この運動が、大きく標榜した改革的要求に、その内容においてはある程度「民権思想」がその基盤になっていながらも、彼らが主張している「排外思想」においてはむしろ一八七六年以前の「保守」と「鎖国主義」に通じる側面があるように思われる。他面においては、近代的革新の民権思想をその基盤にした、政治的一体意識を持つ下からの運動であった点は、一八七六年以後の李朝封建社会構成の解体過程に伴う「革新」と「開国政策」に通じるものがあるように思われる。

今まで述べてきたように「上からの改革」を意味する甲申政変と「下からの改革運動」を意味する東学運動がうまく結びつかず、そして又、東学運動に内在している「保守」と「革新」、「鎖国政策」などが矛盾、対立のままで、運動が行われたという事は、一八九五年以前の時代がイデオロギーの面から言って、封建的観念形態から多かれ少なか

れ抜け出ていく転換過程であることを端的に示していると思われる。

このようにして朝鮮のナショナリズム運動がナショナルな形で行われるのは一八九四—五年以後の社会的、政治的変革をまたねばならなかったが、だと言ってもそのきざしは、日清戦争以前の旧体制の下でつぎつぎと進められていたのである。このようにして、このような一切の反封建的思想形態は多かれ、少なかれ国民的統一、及び国家的自主と独立という命題を提起することになるであろう。

三 一八九四年以降の時期

第一節で述べた一八九四—五年にかけての日清戦争とその後の列強の対立という国際的対立闘争の歴史過程の中で「自力による自由と独立」というスローガンを掲げて独立協会を中心として展開された民族運動はそれ以前の改革運動のよい点を受け続いた上で、それを総合したのであり、またその帰結でもあって、後の朝鮮のナショナリズムの基盤になるのである。独立協会を中心にして、展開されたこの民衆運動とそれ以前において展開されていた改革、開化運動との相異はつぎのような点に求められる。まず第一に甲申政変の場合をみると、この開化運動は「上からだけの改革」という意味を持っていたのに対し東学運動の場合に於いては、それは甲申政変の場合とは全く逆のことで、それは「上」が除外された形での「下(民衆)」からだけの改革運動という意味を持っていた。これに比べて独立協会の運動は甲申政変のように「下」が全く除外された形での「上」からだけの改革でもなく、又逆に「上」が全く除外された形での「下」からだけの改革運動でもなかった。このようにみると独立協会を中心として行われた改革運動は、甲申政変と東学運動のような二つの改革運動をうまく組み合わせた形での「上からの改革」と「下からの改革運動」をうまく総合、組み合わせで行われた一種の連合運動の形を取っているのである。⁽¹⁵⁾

第二に、この独立協会の運動は、日清戦争前の守旧党と開化党のように、日本と清国のような特定な外国勢力をそれぞれの支持勢力として、その背景を利用して他力による「自主と独立」を計った甲申政変のような改革運動ではなく、また東学運動のように「斥倭斥洋」のスローガンに現われているような、盲目的な「保守と鎖国」に通ずる純然たる内部的な抗争運動でもない「自力による『自主』と『独立』」という所に力点を置いて行われたのである。したがって「上」からは両階級を、また「下」からは、民衆を運動の中に参加させた。

それと共に一八九四―五年の日清戦争後の朝鮮をめぐって行われた、国際的権力政治の中で外国勢力、特にロシアと日本に反対し、そして国内的に外国勢力と結びついていた親ロシア党や親日党の権力闘争に反対して独立と自主をその根本理念として朝鮮を外国から守り、かつ民権を伸張しようとしたのである。¹⁶したがってこの運動は、対外的には侵略的外国勢力への反対という性格を帯びていたのであり、対内的には権力闘争に対する反対という性格を持つことになった。

こうしてこの運動は侵略的外国勢力への反対と腐敗した政治権力の改革という基本的な立場に立って朝鮮を自力によって富国にしようとした点が、日清戦争前に行われた改革運動と異なるところである。

それでは日清戦争後の独立協会を中心とした民衆運動はどのような社会的条件の下で成り立ち得たのであろうか。

日清戦争は、はじめから朝鮮の近代化を促進するための目的意識の下で始められたのではないが、この戦争は結果的に朝鮮の近代化運動を促進させた。つまり日清戦争という大規模の近代戦争は伝統社会を破壊し崩すという機能を果たす事になった。

そしてまた伝統的な地域的、封建的共同体は戦争目的のために、日本または清国によって根こそぎに再編成され、農民の強制的移住そして軍需物資や外国の商品によって伝統的な経済体系も破壊されて朝鮮は近代化の道をたどり始

めることになった。又他方において朝鮮人は近代的戦争体験を持った事によって、テクノロジーの合理的、科学的認識と影響を受けることになったし、それは政治的、社会的領域において今までの超自然的な考え方に代わって自然科学的合理的な考え方に切り変えられた。このような観点に立脚して、独立協会から多くの批判が行われたのであるが、その多くの部分は伝統的なものに集中されたのである。しかしそのような批判は朝鮮の自由と独立を確保するために必要な建設的なものであった。

この結果、宗教、政治、社会などの各分野に渡って李王朝創立以来、数世代をつらぬいて一般的尊敬を受けていたいろいろな制度や慣習は「自力による自由と独立」とそして「自由と独立国になるための政策」に役立つかどうかまたは朝鮮の進歩と発展を促進するものであるかどうか、あるいは朝鮮の利益と一致しているかどうかを基準にして批判されたのである。

たとえば儒教のように伝統になれた思想は朝鮮を「自力による自由、独立国」に改革する上で、朝鮮の政治的社会的諸要件にもはや一致するものではなくなっていたからである。したがって李王朝創立以来、伝統的に朝鮮の政治、社会を長い間に支配し、またその指導原理になっていた儒教思想は朝鮮の富強を計る上で障害物になることになってきたからである。

このような考え方の端的な表現は一八九四年に科挙制度が廃止される⁽¹⁷⁾ような形をとって現われる。このように日清戦争後の変化した考え方の他のもう一つの表現は、今までの中国の事を「大中華」といい、また朝鮮を「小中華」というような、いわゆる朝鮮の「小中華思想」の典型的表現としての慕華館、迎恩門などを一つの恥ずべき姿であるとして、それを破壊し、それに代わって自力による自主と独立の姿である「独立会館」と「独立門」を立てた事である。今まで述べた事によって解かるように自力による自由と独立を主張した独立協会のリーダーに取って、宗教その物が

どのような意味を持っていたかという点、彼らにとっての眞の宗教とは当時の朝鮮の政治危機を救うのに役に立つもの、即ちそれは朝鮮の政治、社会に合うような自然科学的な意味を持つものにならざるを得なかった。

このような観点からすると、そこにでてくる当然の帰結は、実際に現実的な役割を果たせない宗教は何等の意味を持たないか、少なくとも朝鮮の「自由」「独立」とは無縁のものであった。

ここにおいて彼らにとつてはじめて朝鮮の近代化のモデルとして西洋の世界が考えられることになるのである。このような状況の中で伝統的な儒教思想が持っていた地盤に西洋のキリスト思想が新しい精神的要素として受け入れられる余地があった。特に日清戦争以後の技術を持ったプロテスタントの宣教師とキリスト教思想が果たした役割は、朝鮮の政治、社会などの各方面に於いて大きい、このことは今までに政治、社会の指導原理としての儒教思想が弱体化される反面キリスト教と共に入った西洋様式の占める比重の大きさを意味するものと考えられる。このようにして政治、経済などの分野で果たした役割は一八九四―五年以前までに持っていた西洋に対するイメージ、つまり侵略と夷のイメージから、改革のモデルとしての西洋のイメージに、イメージそのものが、直されていくのである。

このようにして日清戦争以後においては、西洋勢力の侵入はこの時期においても、なお国家的な危機感を組成するものであったとしても、かつてのように悪魔的なイメージを持つ西洋としては受け取らなくなった。それでは日清戦争前の時期にはどういう原因によって西洋のインパクトが「悪」としてみなされていたのであろうか。

それは第一に李王朝の指導原理としての儒教的思想、第二に欧米諸国の行動そのものがもたらした面からみることであり、ここでは第一の点だけに限って考察してみたい。

政治・社会の指導原理としての儒教思想の影響の点であるが、当時の西洋思想として入って来た初期の天主教は朝鮮の政治指導原理としての儒教思想とは眞向から衝突するものであった。即ち儒教を統治の根本義とする諸制度を持

って君臨したのである。したがってその基礎を確固たるものにする必要上、創業以来に家礼の尊重を第一義として官吏を養成して、官僚主義的国家機構を構成して、政権は「両班」という特権階層が独占してすべての政治は儒教主義によって色取りされていた。儀礼の尊重、階層の差別は絶対的であったのである。封建的貴族階層は、下層から遊離されて「別世界」で安住していたし、農民はただその搾取、圧制の目的物以外には何もないほど差別段階は厳存した。そしてこれらの身分は、世襲的であったし、身分職業は転換が禁止されていたし、法律、道徳、慣習に至るまで差別的構造を備えて「上」からの専制的命令に対しては無条件的、絶対服従であるばかりであった。このような政治に対しては、儒教倫理の復興と強化により、時代の流れと共に崩れてゆく家父長的社会秩序を再建強化しようとした時、近代市民倫理とその背景にあるキリスト教への対抗を推し進めたのは当然の帰結であった。朝鮮が儒教思想を基礎として立っている以上、それに対する批判者としての西洋思想を容認しなかったのは、当然である。その主張と活動がもとより王制の確立を志向していた当時の政権にとって、天主教は好ましくないものであったのである。

このような悪としての西洋イメージが日清戦争以後からは変わっていくのであるが、これは国内の整備による自主、独立という自覚とも関連があるので、次には日清戦争以後の民衆運動であった独立協会に焦点をおいて叙述していきたい。

- (1) 姜志元、前掲書、一六二頁、一六三頁。李弘植編、国史大辞典(下)、知文閣、一九六三年、一五八二頁および一六一八頁
- (2) 村田懋磨『朝鮮の生活と文化』大正一三年、一一頁
- (3) 右同一〇頁、一一頁
- (4) 朝鮮で言われている壬辰倭乱(一五九二年—一五九八年)は豊臣秀吉が明を征服する目的で朝鮮に服従、および明への先導を要求して行った侵略戦争である。つまり日本で言う文祿の役(一五九二)と慶長の役(一五九七)のことである。
- (5) 丙子胡乱は一六三七年(李氏朝鮮、仁祖一四年)すなわち丙子年一二月に清国が朝鮮に侵入したことを指す。朝鮮に侵入した清国は朝鮮に

対し君臣関係を結ぶことを要求してきた。しかし、朝鮮の朝廷内には斥和論が強くこれを拒否したため、清国の太宗は自ら二〇万の大軍を率いて朝鮮に侵略したのである。

- (6) 韓奸というのは、朝鮮で敵と内通する者を指す。
- (7) 旗田巍「近代に於ける朝鮮人の日本観」、『思想』一〇月号、岩波書店、一九六七年、六三頁
- (8) 李瑄根『韓国史』最近世編、乙酉文化社、一九六五年、四三九頁
- (9) もともと新式武器の教練と軍制改編などを軍務司経理堂上閔謙鎬に勧告したのは、日本の弁理公使花房義質であった。そして別軍官尹雄烈を中心として一八八一年四月から武衛營所屬の下で別技軍（俗称倭別技）を創設し新式教練を開始した。教練所堂上に閔泳翊を任命した。
「高宗實錄」卷六一八、「朝鮮史」第六編第四卷、高宗一八年辛巳四月二二日。
「朝鮮国ニ於テ鎗銃隊創設ノ件」『日本外交文書』第一四卷、文書番号一五三、三六五―三六九頁
- (10) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』朝鮮総督府中樞院、ソウル一九四〇年、九〇〇頁
- (11) 同右
- (12) 同右、八九八―八九九頁
- (13) 同右、九〇〇―九〇一頁
- (14) 申国柱、前掲書、三二八頁、および三五三頁
東学思想および運動については姜在彦「朝鮮に於ける封建体制の解体と農民戦争」『歴史学研究』七月号、第一七三号、岩波書店、一九五四年、一一一―一五頁
- (15) 李瑄根『韓国史』現代編、八七〇頁
萬民共同会の構成をみると、上は兩班階層から下は賤民階層にまで含めている。一八九八年一〇月二九日の萬民共同会をみると鍾路十字路に独立協会会員を中心として、政府の各部の官吏と一般有志、紳士、各種社会団体及び当時創設された女性団体の順成会と各学校は勿論のこと、その他商人、僧侶、盲人、白丁まで集っていたという。
- (16) 朴成夏『李承晩博士伝』明世党、ソウル、一九五六年、六九―七〇頁
- (17) 一八九四年開化党が執権した後在東の文物制度を進歩的な西洋様式を導入すると言って、日本の支持の下で制度の改革が行われるがこの時に科擧制度が廃止されるのである。
李瑄根、前掲書、二四四頁

隷に所有権を持つ者に対して賦与される。

3 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 権力下にある者を相手方として業務が行われたときに、法務官は訴訟を申し出るとはいえ、それにも拘らず何人の権力下にもいないときにも、特有財産に関する訴訟が賦与されることと知られるべきである。例えば相続する以前に相続財産に属する奴隷を相手方として契約されたときがそれである。

§ 1 その故に奴隷が第二或は第三順位の相続人に指定され、第一順位の相続人達が熟慮している間に奴隷を相手方として契約され、その後第一順位の相続人達が拒むことによつて奴隷自身が自由人となり、相続人となつたときには、その者は特有財産に関する訴訟及び転用物訴訟によつて訴えられると云われることができるトラベオは書いている。

§ 2 しかしながら奴隷が男性に属するかそれとも婦人に属するかという事は殆ど重要ではない。何故なら婦人も特有財産に関して訴えられるからである。

§ 3 更に未成熟な奴隷の所有者も特有財産に関して債務を負わされるとペディウスは述べる。君が後見人の授権を期待せんがために、未成熟者自身を相手方として契約されるのではないからである。後見人の授権がなければ被後見人が奴隷に特有財産を創設することはできないと同人は付け加える。

§ 4 また狂人の保佐人に対しても特有財産に関する訴訟が賦与されるべきであると我々は述べる。特有財産を持つよう許

されたときではなく、持たないように禁止されていないときには、この者の奴隷も特有財産を持つことができるからである。

§ 5 家子或は奴隷が或者のために保証し或は他の方法で介入し或は委任したときには、特有財産に関する訴訟があるかどうか論究された。そして奴隷においては保証或は委任の原因が考察されるべきであるというのがより正しく、この見解をケルススも第六巻で保証人たる奴隷においては是認する。従つて奴隷が特有財産に属する物を行うのでなく、恰も介入者のように介入したときには、奴隷の所有者は特有財産に関して債務を負われないであらう。

§ 6 私の債権者に弁済されるようにと奴隷が委任したときには、とユリアヌスもまたディゲスタ第十二巻で書き、奴隷が委任の如何なる原因を持つていたかは重要であると述べる。奴隷が自己の債権者のために弁済されることを委任したときには、奴隷の所有者は特有財産に関して債務を負わされるが、もし奴隷が介入者の職務から執り行ったならば、奴隷の所有者は特有財産に関して債務を負わされない。

§ 7 次のことは同じユリアヌスが書いていることに調和する。即ち私が私の息子から保証人を受けるときには、私が保証人から受けるものが何であれ、転用物訴訟ではなく、特有財産に関する委任訴訟によつて私はそれを履行すべきである。奴隷の保証人においても規範は同一であると君は解してよく、そして他の者が負債者である私の息子の代りに私に弁済したときも

規範は同一である。もし私の息子が負債者でなかったならば、保証人は悪意の抗弁を用いるであろうし、保証人が弁済したときには、弁済請求するであろうと彼は書いてある。

§ 8 奴隷が、自ら自由人として行動して、仲裁約束したときには、ちょうど海運上の金銭の事例で賦与されるように、恰も事務管理に基づくかのように仲裁約束の罰金に基づいて特有財産に関する訴訟が賦与されるべきであるかどうか問われる。しかし奴隷の仲裁約束に基づいて特有財産に関する訴訟が賦与されるべきでないというのがより正しいとネルヴァ子にも私にも思える。審判手続によって奴隷が有責判決を受けるときにも、奴隷に対して訴訟は賦与されないからである。

§ 9 しかし息子が保証人或は介在者であるかのように受け容れられるときには、特有財産に関して父親に債務を負わせるかどうか問われる。父親は常に特有財産に関して債務を負わせる、息子がこの点において奴隷から異なっていると判断するサピヌスとカッシウスの見解は正しい。

§ 10 そのために仲裁約束に基づいても父親は拘束されるであろう。パピニアヌスもまたこのように質疑録第九巻で書き、どのような原因に基づいてその者が仲裁約束したか、その者が父親に対して特有財産に関して訴えることができたその原因に基づくのか、それとも反対にそうすることができなかった原因に基づくのかは差異がないと述べる。父親は問答契約に基づいて訴えられるからである。

§ 11 父親はまた特有財産に関して判決債務履行訴訟によっても拘束されると同人は書いてある。更に父親が特有財産に関する訴訟を甘受することができないような訴訟の名義によっても拘束されるとマルケルスは考える。何故なら問答契約においても息子を相手方として契約されるように、そのように審判手続でも契約されるからである。従って審判手続の起源は考察されるべきでないが、しかし例えば判決債務自体は考察されるべきである。そのために息子が防禦者であるかのように行動して有責判決を受けたときにも、規範は同一であると彼は考える。

§ 12 盗原因に基づいて勿論家子から弁済請求されることができるとは知られている。反対に父親或は奴隷の所有者に対して特有財産に関する訴訟が賦与されるべきかどうか問われる。犯された盗に基づいて奴隷の所有者がより豊かにされた額に対して、特有財産に関する訴訟が賦与されるべきであるというのがより正しい。同一の規範をラベオは是認する。奴隷の盗に基づいて奴隷の所有者が罰せられることなくより豊かになるのは最も不公平だからである。何故なら運び去られた物の訴訟に関して家女の名義で父親に帰属する物に対して特有財産に関する訴訟が成立するからである。

§ 13 二頭政治家の一人である家子が被後見人に物が健全であることが保証されるよう配慮しなかったときには、特有財産に関する訴訟が成立するとパピニアヌスは質疑録第九巻で述べる。父親の意志によって家子が十人組の長になったか否かは何

物も変えないと私は考える。父親は國務が健全であるよう束縛されているからである。

4 ポンポニウス サビヌス註解第七卷

前文 特有財産とは、奴隷が奴隷の所有者から別々に計算したものでなく、奴隷の所有者自身が奴隷の計算を區別して自己の物を分離したものである。何故なら奴隷の所有者は奴隷の特有財産全体を剝奪することも或は増加することも或は減少することもできるので、奴隷の特有財産を創設するために、奴隷が為したことではなく、奴隷の所有者が為したことが留意されるべきであるからである。

§ 1 しかし奴隷の所有者が奴隷を負債から解放しようと思ふんだときには、このことはこのように正しいと思ふ。その結果たとえ奴隷の所有者が奴隷が負っている負債を露わな意志のみで免除したとしても、奴隷は負債者であることを止める。反対に奴隷の所有者が実際に負債者でなかった際に、自分が恰も奴隷に負債を負う者であるかのように、債務名義を作ったときには、私は反対であると思ふ。特有財産は言葉によってではなく、物によって増加されるべきであるからである。

§ 2 このことから奴隷の所有者の不知の間に奴隷が持ったものが特有財産に属するのではなく、奴隷の所有者の意志に基づくときには特有財産に属することは明らかである。さもなければ、奴隷が奴隷の所有者から窃取したものは特有財産となるであらうが、このことは正しくない。

§ 3 しかし奴隷の所有者の不知の間に奴隷の特有財産が減少し始めることはしばしば起る。例えば奴隷が奴隷の所有者に損害を与え、盗を為す際がそれである。

§ 4 私の奴隷の助力によって君が私に盗を為すときには、窃取された物のために私が追求することのできるものは、特有財産から控除されるべきである。

§ 5 奴隷の特有財産が奴隷の所有者に負う債務によってすっかりなくなつたときには、それにも拘らず物は特有財産の原因の中に残っている。何故なら或は奴隷の所有者が負債を奴隷に贈与したとき、或は他の者が奴隷の名義で奴隷の所有者に支払つたときには、特有財産は補充され、奴隷の所有者の新たな承認による必要はないからである。

§ 6 唯補助奴隷が奴隷の所有者から別々にその物の計算を行うものばかりではなく、補助奴隷がその者の特有財産中にある者から別々にその物の計算を行うものも補助奴隷の特有財産中に数え入れられるべきである。

5 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 父親或は奴隷の所有者は寄託の名義で特有財産に関する限度で訴えられる。その者達の悪意によって私がだまされたときにも。

§ 1 しかし懇願によって物が家子或は奴隷に与えられたときにも、父親又は奴隷の所有者は特有財産に関する限度でのみ債務を負う。

§ 2 家子が宣誓を申立て、誓約されたときには、恰も契約されたかのように、特有財産に関する訴訟が賦与されるべきである。しかし奴隷においては異なる。

§ 3 特有財産は恰も少額の金銭或は少額の世襲財産であるかのように云われるべきである。

§ 4 しかしながらケルススがディゲスタの第六巻で報告しているように、トウベロは勿論特有財産を次のように定義する。即ち奴隷が奴隷の所有者の許可を得て奴隷の所有者の計算から分離して持つもの、それ故に奴隷が奴隷の所有者に義務を負うものがあれば、それが控除される。

6 ケルスス ディゲスタ第六巻

トウベロが説明した特有財産の定義は、ラベオが述べるように、補助奴隷の特有財産には関係しない。これは間違っている。何故なら奴隷の所有者が奴隷に特有財産を設定したこと自体によって、更に補助奴隷にも設定したと判断されるべきであるからである。

7 ウルピアヌス 告示註解第二九巻

前文 トウベロの見解をケルスス自身も是認する。

§ 1 勿論被後見人或は狂人は特有財産を奴隷に設定することはできないと彼は付け加える。しかし前以って設定された特有財産（即ち狂気になる前或は被後見人の父親によって）はこれらの原因に基づいて剝奪されないだろう。この見解は正しく、二人の奴隷の所有者のうち一人の許では奴隷が特有財産を持つが、

他方の許では持たないことが為され得るとマルケルスがユリアヌスの著作に註記して付け加えることと調和する。例えば奴隷の所有者のうち一人が狂人であるとき或は被後見人であるとき（少数の学者が考えていると彼は言うのだが）、奴隷の所有者が許容しなければ、奴隷が特有財産を持つことができなときがそれである。しかしながら奴隷が特有財産を持つことを奴隷の所有者から許容される必要はないが、特有財産を持つためには、剝奪されないことが必要であると私は思う。特有財産の自由な管理の原因はこれと異なっている。何故ならこれは特別に許容されなければならないからである。

§ 2 しかしながら必ずしもあらゆる場合に個々の物を知るべきではなく、パクメレストロン即ちむしろ一般に知るべきであつて、ポンポニウスもこの見解に傾いている。

§ 3 しかしながら息子や奴隷と同様に被後見人も特有財産を持つことができる。ペディウスは第十五巻で書いている。この点において、と彼は言う、すべてのことは奴隷の所有者の設定に掛っているからである。故に奴隷或は息子が狂気になり始めたときにも、彼等は特有財産を保持する。

§ 4 しかしながらすべての物、動産及び土地は特有財産中にあり得る。また特有財産のために補助奴隷及び補助奴隷の特有財産を持つことができる。この他に負債者の債務名義を持つことができる。

§ 5 しかし盗訴訟或は他の訴訟によって何等かのものが奴

隷に義務付けられるときにも、それは特有財産の中に加算されるであらう。ラベオが述べるように、また相続財産も遺贈も同様である。

§ 6 しかし奴隷の所有者が自己に義務を負うものを奴隷は特有財産の中に持つであらう。恐らく奴隷が奴隷の所有者の計算に対して費用を支出し奴隷の所有者が奴隷の負債者として止まることを欲したとき、又は奴隷の所有者が奴隷の負債者を訴えたときがそれである。その故に恐らく奴隷の所有者が奴隷の購入に基づいて追奪の名義で二倍額を取立てたときには、それは奴隷の特有財産の中へ転換されるべきであらう。但しこれが奴隷の特有財産中にあることを欲しないことを、奴隷の所有者が奴隷から知らされていたときはこの限りではない。

§ 7 しかし奴隷仲間が奴隷に何等かの義務を負うときにも、それは特有財産に属するであらう。奴隷が特有財産を持つか或は将来持つであらうときに限る。

8 パウルス サビヌス註解第四卷

奴隷の所有者が自己の物から特有財産に属することを欲したものが即座に特有財産を作ったのではなく、奴隷の所有者が引渡したとき或は奴隷の許にあった際には引渡と同様に奴隷が持ったときに、特有財産となる。物は自然の授与を要求するからである。しかしながら反対に奴隷の所有者が欲しなくなるや否や、奴隷の特有財産は特有財産であることを止める。

9 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 しかし奴隷の所有者が奴隷に損害を与えたときには、これは特有財産の中に算入されないであらう。奴隷の所有者が窃取したときも同様である。

§ 1 奴隷仲間が損害を与え或は窃取したときには、それは特有財産に中持たれると見られることは明らかである。このようにポンポニウスも第十一巻で書いている。何故なら奴隷の所有者が特有財産に属する物を窃取した者から或は追求したり或は追求することができるときには、これは奴隷の特有財産の中に算入されるべきであるとネラティウスは解答録第二巻で書いているからである。

§ 2 しかしながら特有財産は奴隷の所有者に義務付けられるものを控除した後算定されるべきである。奴隷の所有者は先行していたし、自分の奴隷を相手方として訴えたと思はれるからである。

§ 3 セルヴィウスはこの定義に『その者の権力下にある者に何等かのものが義務付けられているときにも』という点を付加する。これもまた奴隷の所有者に義務付けられていることを何人も疑わないからである。

§ 4 その上更に奴隷の所有者或は父親の後見或は保佐の下にある者、或は彼等がその事務を管理する者に義務付けられるものは、彼等が悪意でなければ、控除される。彼等が悪意で特有財産を或は剝奪し或は減少するときにも、彼等は拘束されるからである。即ち奴隷の所有者が常に先行し、訴えたと見られ

るときに、或は後見訴訟或は事務管理訴訟或は準訴訟によつて拘束されるであろうが故に、何故に奴隷の所有者は更に自分自身を相手方として訴えたか云われぬのか？ ペディウスが優雅に述べるように、それ故に奴隷の所有者或は父親に義務付けられるものは特有財産において縮少されるからである。奴隷の所有者が自己に義務付けられるものを特有財産中に持つことを奴隷に許容するというのは本当らしくないからである。確かにその他の事件においては事務を管理し或は後見を行う者自身が自己自身から取立てたと我々は云うのだから、何故更に特有財産の特例において取立てられるべきものをその者が取立てなかつたのか？ 随つて或者が特有財産に関して訴えようと企てる際には、恰も奴隷の所有者は自己自身に弁済するかのようになり、この意見が防禦されるべきである。

§ 5 しかしその奴隷の所有者の相続人となつた奴隷の債権者は、奴隷が自由を受けたのであろうと、受けなかつたのであろうと、訴えられるときには、自分に義務付けられるものを特有財産から控除する。奴隷が無条件で遺贈されたときも規範は同一である。何故なら一瞬間も解放された奴隷或は無条件に遺贈された奴隷に所有権を持たなかつたとはいへ、恰も債権者が先行し、自分自身が自分を相手方として訴えたかのように、債権者は自己に義務付けられるものを控除する。このようにユリアヌスは第十二巻で書いている。確かに奴隷が条件付で自由を受けたときには、相続人が控除すると殆ど疑わずにユリアヌス

は同じ個所で書いている。相続人が奴隷の所有者になつたからである。自己の見解を護るためにユリアヌスは更にそれに付言して、奴隷或は息子の死後一年内に特有財産に関して訴えられたことのできた者の相続人に私になつたときには、疑もなく私は私に義務付けられるものを控除すると述べる。

§ 6 しかしながら奴隷が奴隷の所有者に義務を負うものが契約に基づくものであれ、勘定の残りに基づくものであれ、奴隷の所有者はそれを控除するであらう。しかし例えは奴隷が為した窃盗のためのように不法行為に基づいて奴隷が奴隷の所有者に義務を負うときにも、等しく控除される。しかし窃盗の評価額自体即ち唯奴隷の所有者からなくなつてくるものだけが控除されるのか、それとも反対に他人の奴隷が犯したときの額即ち窃盗の罰金を伴う額が控除されるのかは疑問に属する。しかし前の見解がより正しく、その結果唯窃盗の評価額自体だけが控除される。

§ 7 奴隷自身が自らを傷つけたときには、奴隷の所有者はこの損害を控除すべきでない。奴隷が自殺し或は投身したときも同様である。奴隷にも尚自然に自己の身体に対して暴行を加えることは許されているからである。しかし自ら傷つけた奴隷を奴隷の所有者が治療したときには、費用の名義で奴隷は奴隷の所有者に負債を負う者にされると私は思う。他方病気の奴隷を治療したときには、奴隷の所有者はむしろ自己の業務を行つたのである。

§ 8 同様に奴隸の所有者が奴隸の名義で何等かの債務を負ったとき又は債務を負った後これを履行したときには、それは特有財産から控除される。奴隸の所有者の命令によって何物かが奴隸に貸付けられたときもそうである。何故ならこれは控除されるべきであるユリアヌスはディゲスタ第十二巻で書いてあるからである。しかし受領されたものが奴隸の所有者或は父親の物にならないときにのみ、このことは正しいと私は思う。さもなければ、(奴隸の所有者或は父親は)自分自身を相手方として相殺しなければならぬだろう。しかし奴隸の所有者が奴隸のために保証したときにも控除されるべきであるとユリアヌスはディゲスタ第十二巻で書いてある。しかしながら両方の事例において、未だ何物も奴隸の所有者からなくなっていないときには、初めから控除して、その結果債権者が中間時の中間利息をより多く追求するよりも、この名義で訴えられた奴隸の所有者が何物かを履行するときには、自ら将来返済するであろうと保証するという取りきめで、奴隸の所有者が債権者に履行する方がより良いとマルケルスは述べる。しかし特有財産について訴えられた奴隸の所有者が有責判決を受けたときには、特有財産に関する後続の訴訟において控除されるべきであろう。奴隸の所有者或は父親は判決に拘束され始めたからである。何故なら奴隸の所有者が、有責判決を受けていないのに、奴隸の名義で債権者に何物かを履行したときにも、更にこれを控除するであろうからである。

10 ガイウス 属州告示註解第九卷

反対に特有財産に関する最初の審判手続が依然として未決であり、後の審判手続に基づいて事件が判決されるときには、後の有責判決において決して最初の審判手続は考慮されるべきでない。特有財産に関する訴訟においてはより良好な条件は先占する者に属すからである。ところで先占するとは最初に争点を決定した者ではなく、最初に審判手続の判決に至る者であると見られる。

11 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 加害審判手続によって訴えられた奴隸の所有者が争訟の評価額を提供したときには、それは特有財産から控除されるべきである。もし加害者を委付したならば、何ものも控除されるべきでない。

§ 1 しかし奴隸の所有者が奴隸の名義で何ものかを将来自ら弁済するであろうと再要約したときにも、奴隸が負債者に代って奴隸の所有者に何等かの既存債務の支払を要約するときと同じ様に、これは控除されるべきであろう。奴隸が自由のため何ものかを奴隸の所有者に与えると要約したときにも、奴隸は或程度奴隸の所有者の負債者になったのだから、規範は同一である。しかし奴隸が解放されたときに限る。

§ 2 しかし奴隸が奴隸の所有者の負債者から取立てたときには、奴隸が自ら奴隸の所有者の負債者になるかどうか問われる。取立てられたことを追認したときと丁度同じように奴隸の

所有者は将来控除するであろうとユリアヌスもディゲスタ第十二卷で述べる。同様のことが家子についても云われるべきであろう。私もユリアヌスの見解が正しいと思う。特有財産の控除において我々は自然的負債を考察するからである。しかしながら、非債を取立てたと見られるのであるから、家子或は奴隷が債務から解放されるのが本来公平である。

§ 3 しかしながら訴えられた際に最初に奴隷の所有者が控除したものを、訴えられるときに、再び特有財産から取去るべきか、それとも反対に最初に為された控除によって奴隷の所有者に弁済されたように見られるかどうか疑問に属する。少くとも奴隷の所有者がこれを特有財産から奪い取ったときには、控除されるべきではないが、反対に奴隷の所有者が特有財産の同じ状態を残したときには、それを控除すべきであると、ネラテウスとネルヴァは考え、同様にユリアヌスは第十二卷で書いている。

§ 4 要するに奴隷が五金の価値のある補助奴隷を特有財産中に持ち、奴隷の所有者に五金の負債を負い、そのために奴隷の所有者が補助奴隷を控除したが、その後補助奴隷が死んだので、奴隷は同じ価格の他の補助奴隷を調達したときには、恰もあの補助奴隷が奴隷の所有者から失われたかのように、奴隷は奴隷の所有者の負債者であることを止めない。但し奴隷の所有者が補助奴隷を奴隷から奪い取り、自己自身に弁済し、やがて補助奴隷が死亡したときはこの限りではないと彼は書いている。

§ 5 補助奴隷が十金の価値のある際に、特有財産に関して訴えられた奴隷の所有者が、五金が自己自身に義務付けられるので、五金を奴隷のために履行したが、間もなく補助奴隷が死亡したときには、特有財産に関して訴える他の者に対して奴隷の所有者は十金を控除するであろう。既に奴隷のために弁済したものに關して奴隷の所有者は奴隷を自分の負債者にしたからであると、同人は正当にも述べている。自分に弁済するために、奴隷の所有者が奴隷から補助奴隷を奪い取ったのでなければ、この見解は正しい。

§ 6 しかしながら特有財産に關して訴えられる者に義務付けられるものが控除されるべきであると我々が云ったことは、その者がこれをどこからも追求することができなかったときの意であると解釈されるべきである。

§ 7 要するに特有財産付で奴隷を売却した売主は、特有財産に關して訴えられるときには、自己に義務付けられるものを控除すべきでないユリアヌスは書いている。売主が特有財産の計算からこれを引きはなすことができたし（奴隷の所有者に義務付けられるものは特有財産の中にないのだから）、今や非債であるかのように弁済請求することができたからである。更に売主は、と彼は言う、売主訴訟を行うことができる。売却しようとしていた際に、奴隷の所有者が負債に満足を与えることのできるだけの額が特有財産中にあつたときには、これは是認されるべきであろう。けれども奴隷の所有者が解消しなかつた負債の

条件が成就してその後何ものかが付け加わったときには、反対のことが云われなければならない。

§ 8 その名義で特有財産に関する訴訟を持つ奴隷を或者が調達したときには、売主に対して特有財産に関する訴訟を持つことから、その者は自己に義務付けられるものを控除することができ、その者は自己に義務付けられるものを控除することができ、かつ同人は書いてある。できると彼が述べるのは正当である。何故なら他のいかなる者でも買主を相手方として訴えるかそれとも売主を相手方として訴えるかを選択することとができ、随ってこの者は訴訟の代りに控除を選択するからである。債権者達が不平を云うものを持つとは私は思わない。偶々特有財産中に何ものかがあるときには、債権者達自身が売主を訴えることができるからである。

§ 9 しかしながら唯訴えられている者に義務付けられているものばかりではなく、更にその者の組合員に義務付けられるものがあるときには、それも控除されるべきである。このようにユリアヌスもディゲスタの第十二巻で書いてある。何故ならこの理由によって二人の中の一人は全体に対して訴えられ、同じ理由によって他方の者に義務付けられるものをその者は控除すべきだからである。この見解が採用された。

12 ユリアヌス ディゲスタ第十二巻

この事例ではその者の手中に特有財産がない者を相手方として訴えられることができるからである。

13 ウルピアヌス 告示註解第二九巻

しかし買主及び売主においてはこれは正しくないし、用益権者と収益権なき所有者、組合員でないその他の者、所有者と善意の買主においても同様である。何故ならこれらの者のいずれの者も他方の者に義務付けられているものを控除しないとユリアヌスは第十二巻で書いてあるからである。

14 ユリアヌス ディゲスタ第十二巻

前文 同様に、遺言によって即日奴隷が自由であると命令された際には、すべての相続人を相手方として特有財産に関して訴えられるべきであるが、相続人の中のいずれの者も自己に義務付けられるもの以上を控除しない。

§ 1 同様に奴隷の所有者が生存中に奴隷が死亡し、次いで奴隷の所有者が一年以内に多くの相続人を残した際には、特有財産に関する訴訟と控除権とが切り離される。

15 ウルピアヌス 告示註解第二九巻

しかし善意占有者が二人いるときには、依然としていづれの者も自己に義務付けられるもの以上のものを控除しないであろうと云われるべきであろう。用益権者が二人いるときも同一である。誰も相互に組合を持たないからである。時には組合においても同一の規範が云われる。偶々組合員が自分の許で別々の特有財産を持っていて、その結果組合員の一人が他方の特有財産の名義で訴えられない場合がそれである。のみならず特有財産が共有であるときには、組合員は各組合員に義務付けられるもの全体に対して訴えられ、控除されるであろう。

16 ユリアヌス ディゲスタ第十二巻

故に共有の奴隷の特有財産が奴隷の所有者の唯一人にだけ帰属するのは、如何なる事例であるか？ まず第一に或者が奴隷の半分を売却したが、奴隷に特有財産を許容しなかったとき、次いで或者が、それらのものの所有権を留保するが、しかし管理を奴隷に許容するという意図で、共有の奴隷に金銭或はその他の物を与えたときである。更に奴隷の所有者の一人が特有財産を奪い取ったとき、或は勿論奴隷の所有者が全く特有財産を許容したが、しかし許容が名目においてであるとき、とマルケルスは註記している。

17 ウルピアヌス 告示註解第二九巻

私の通常の奴隷が補助奴隷を持つときに、補助奴隷が私に義務を負うものを私が通常の奴隷の特有財産から控除するかどうか？ 補助奴隷の特有財産が通常の奴隷の特有財産のうちに入されるかどうかというのが最初の問である。補助奴隷自身が特有財産の中にあるように、更に補助奴隷の特有財産もそうであるとしてプロクルス及びアティリキヌスは判断する。補助奴隷の所有者即ち通常の奴隷が私に義務を負っているものは、勿論更に補助奴隷の特有財産からも差引かれる。反対に補助奴隷自身が義務を負うものは、補助奴隷の特有財産からのみ差引かれる。しかし補助奴隷が私にではなく、通常の奴隷に何等かの義務を負うときには、恰も仲間の奴隷に負う負債と同じように、それは補助奴隷の特有財産から控除される。反対に通常の奴隷

が補助奴隷自身に義務を負うものは通常の奴隷の特有財産から控除されない。補助奴隷の特有財産は通常の奴隷自身の特有財産の中にあるからである(このようにセルヴィウスも解答する)。しかし奴隷の所有者が自己の奴隷に義務を負うときと同じように、補助奴隷の特有財産が増されるだろうと私は推測する。

18 パウルス 質疑録第四巻

この結果、自己の特有財産がスティクスに遺贈され、そしてスティクスが遺言に基づいて訴えるときには、その者即ち補助奴隷が特有財産を持たなければ、その者の補助奴隷が遺言者に義務を負うもののみを残すよう強制される。

19 ウルピアヌス 告示註解第二九巻

前文 このことから通常の奴隷の名義で特有財産に関して訴えられるときに、補助奴隷の名義でも訴えられることができるかどうか問われる。私はできないと思う。しかし補助奴隷の特有財産に関して訴えられたときには、通常の奴隷の特有財産に關しても訴えられることができる。

§ 1 私の許には二重の法に属する特有財産が存在し得る。例えば奴隷が嫁資に属するときにそれがあって、奴隷は私に關係のある特有財産を持つことができ、婦に關係のある特有財産を持つこともできる。何故なら奴隷が夫の物から得たもの或は自己の労務から得たものは夫に属するからである。それ故に夫のことを考慮して奴隷が相続人に指定され、或は奴隷に遺贈が与えられたときには、夫はそれを返還すべきでないといふ

ウスは書いてある。随つて私に關係のある契約に基づいて私を相手方として訴えられるときには、私の原因に基づくものであれ、妻に關係のある原因に基づくものであれ、私に義務付けられているものをすべて私が控除するのか？ それとも反対に請求された負債の原因も考察されるようにするために、恰も二つの特有財産におけるかのように、我々が原因を分離するのか？ その結果、勿論婦に關係する特有財産に基づいて訴えられるときには、その契約に基づいて義務付けられるであろうものを私が控除し、私に關係のある契約に基づいて訴えられるときには、私は私のものを控除するのか？ この問題は収益権者において一層明瞭に取扱われる。自己に關する契約に基づいてのみ特有財産に關して訴えられることができるのか、それともすべての契約に基づいて訴えられることができるのか。更にすべての契約に基づいても収益権者は拘束されるとマルケルスも書いてある。契約する者は奴隷の特有財産全体を世襲財産であるかのように見たからである。物が關係している者が最初に訴えられることによつて、何も得なかつた者が残額に対して訴えられるということが承認されるべきであることは全く確實であるとは云う。この見解は一層好ましく、パピニアヌスによつても是認されている。このことは二人の善意の買主においても云われなければならないであろう。しかし夫においては夫が單純に特有財産について拘束されるというのがより良い。しかしながら夫がかかる奴隷の名義で何ものかを履行したときには、嫁資

の名義で訴える婦に対してそれを控除することができるかどうか？ 債権者に履行されたものが両方の種類の特有財産に關係するときには、両方の特有財産の割合に応じて控除すべきであると彼は述べる。このことから、契約がどちらか一方の特有財産に關するときには、或は唯妻のみのために控除され、契約が夫の許に止まつていた特有財産に關するときには、或は控除されないと解され得る。

§ 2 時には収益権者自身にも奴隷の所有者に対する特有財産に關する訴訟が賦与される。例えば奴隷が収益権者の許では特有財産を持っていないが、反対に奴隷の所有者自身の許では或は何も持っていないか、或は収益権者に義務付けられるよりも僅かしか持たないときがそれである。更に反対に云えば、たとえ二人の奴隷の所有者においては組合訴訟或は共有物分割訴訟で足りるとはいえ、同一のことが起る。

20 パウルス 告示註解第三十卷

何故なら組合員は相互に特有財産に關して訴訟することができないからである。

21 ウルピアニヌ 告示註解第二九卷

前文 法務官は更に最高の理性をもつて、奴隷の所有者の悪意によつて特有財産中に存在しないように為されたものをこの特有財産に算入する。しかし奴隷の所有者が奴隷から特有財産を奪い取ったときには、我々は悪意であると解さなければならぬ。しかし奴隷の所有者が特有財産を混乱させ、債権者を破

滅させるのを奴隷が甘受したときにも、奴隷の所有者の悪意によつて為されたものであるとメラは書いている。しかし他の者が自分を相手方として訴訟するであろうと予期して、或者が特有財産を他の人へ変えるときにも、悪意がないわけではない。しかし奴隷の所有者が他の者に弁済したときには、このことについて奴隷の所有者が拘束されないことを私は疑わない。奴隷の所有者が債権者に弁済し、自己のものを追求するよう配慮することは債権者に許されているからである。

§ 1 後见人或は狂人の保佐人或は委託事務管理人の悪意によつて為されたときには、被後见人或は狂人或は本人が特有財産に関して訴えられるかどうか觀察しよう。後見人が支払能力あるときには、被後见人は後見人の悪意に基づいて失われた損害を履行すると私は思う。殊に何物かが被後見人に帰属するときはそうである。ポンポニウスも書簡集第八巻でこのように書いている。保佐人及び委託事務管理人においても同一の規範が云われなければならない。

§ 2 しかしながら自己に帰属するものを除き、買主は売主の悪意に基づいて拘束されないであろうし、また相続人或はその他の承継人も拘束されないであろう。しかしながら審判手続受諾の後であれ、前であれ、悪意によつて為されたときには、それは審判人の職務に含まれる。

§ 3 奴隷の所有者或は父親が特有財産に関する訴訟を拒絶するときには、これは聞き入れられるべきでなく、恰も他のあ

らゆる人的訴訟のように、訴訟を引受けるよう強制されるべきである。

22 ポンポニウス サビヌス註解第七卷

特有財産に属する建物の未発生損害の名義で奴隷の所有者が要約したときには、これは考慮されるべきであり、それ故に特有財産に関して訴える者から奴隷の所有者に担保が与えられなければならない。

23 同人 サビヌス註解第九卷

しかしながら補助奴隷の名義で加害者審判手続を全額に対して受けるように、特有財産に属する建物の名義で全額に対して未発生損害の担保が要約されなければならない。防禦されないときには、原告は質としてそれを取り上げ、或は占有するからである。

24 ウルピアヌス サビヌス註解第二六卷

狂人の保佐人は狂人の奴隷にも家子にも特有財産の管理を与えることも拒否することもできる。

25 ポンポニウス サビヌス註解第二三卷

奴隷がその着物を永久に使用することを奴隷の所有者が望み、誰も他の者がそれを使用せず、そしてその使用のために衣服が奴隷によつて保管されるといふことのために奴隷の所有者が奴隷に引渡すという取極で、奴隷の所有者が与えた衣服は特有財産に属し始める。しかし例えば奴隷が奴隷の所有者の供をし、食事の給事をしたときのように、必ずしも常時使用するのでは

なく、却て特定の使用のために特定の時期にそれを使用する
という取極で、奴隷の所有者が奴隷に使用されるべき衣服を与え
たときには、その衣服は特有財産に属さない。

26 パウルス 告示註解第三十卷

一度びその原因、即ち悪意によって為したことに基づいて、
特有財産に関して訴えられた奴隷の所有者が履行したときには、
それ以外の者には奴隷の所有者は同一の原因に基づいて何もの
をも履行しないであろう。しかし奴隷の所有者が悪意によって
減じたのと同額だけ奴隷が奴隷の所有者に義務を負うときに
も、奴隷の所有者は有責判決を受けないであろう。この点から
奴隷が解放され或は譲渡されても、奴隷の所有者が尚悪意の原
因に基づいて一年以内には拘束されるということは筋が通って
いるであろう。

27 ガイウス 属州告示註解第九卷

また女奴隷及び家女の名においても特有財産における訴訟が
賦与される。殊に女が仕立屋或は織女であるとか、或は日常何
等かの手仕事を営むときには、そのことの故に訴訟が賦与され
る。また寄託訴訟及び使用貸借訴訟も女達の名において賦与さ
れるべきであるとユリアヌスは述べる。しかし父親或は奴隷の
所有者が知っているのに、女達が特有財産に属する商品につい
て取引するときには、分配訴訟もまた賦与されるべきである。
物に転用されたとき、父親又は奴隷の所有者の命令で契約され
たときには、なお一層このことは疑われない。

§ 1 その者の名において奴隷の所有者の相続人を相手方と
して特有財産に関して訴えられた奴隷が、相続する前に相続す
る財産から横領し、消費し、損傷したのもまた奴隷の所有者
の相続人が控除すべきであることは確定している。

§ 2 奴隷が譲渡されたときには、法務官は一年以内に譲渡
した者に対する特有財産に関する訴訟を約束するとはいえ、だ
がそれにも拘らず訴訟は新たな奴隷の所有者に対しても賦与さ
れる。そして奴隷が新所有者の許で他の特有財産を取得した
か、それとも新所有者が奴隷と一緒に購入したものか或は贈与
に基づいて受領したものか同じ奴隷にそれを許与したものは
差異がない。

§ 3 いずれにしても或は個人々人を相手方として部分に対し
て訴えるか或は一人の者を相手方として全体に対して訴えるか
は債権者達に任されるべきであるということが決められており、
ユリアヌスも是認する。

§ 4 しかし奴隷を売却した者自身には、その者が売却前に
貸したものについて、買主を相手方として特有財産に関して訴
えることが許されるべきではないとユリアヌスは考える。

§ 5 しかし私が他人の奴隷に金を貸し、そしてその奴隷を
買い取り、次いで私が譲渡するときには、等しく私には買主に
対する審判手続が賦与されるべきではないと同人は考える。

§ 6 しかしながら買取の後から計算して一年以内に限り、
今まで私が他人の奴隷に貸したものについて、私には売主に対

する訴訟が賦与されるべきであると同人は判断するが、それは奴隷が私の許で特有財産の一部として持つものから控除される。

§ 7 しかしながら私自身が私の奴隷に貸したものについて、奴隷が譲渡されれば、買主に対する訴訟は私に賦与されるべきでない。ユリアヌスが考えるように、私の奴隷が私の奴隷に貸したものについても、借りた奴隷が譲渡されたときには、買主を相手方として訴訟を試みることは許されるべきでない。彼は主張する。

§ 8 或者が二人又は多数の者に属する奴隷を相手方として契約したときには、奴隷の所有者のうち誰であれその者が望む者を相手方として全額に対して訴訟を試みる事がその者に許されるべきである。一人の者を相手方として契約した者が多数の相手方に対して分散されるのは衡平でないからである。被告の許でその奴隷が持っている特有財産だけが考慮されるべきであるばかりでなく、他の者の許にある特有財産もまた考慮されるべきである。それにも拘らず事件は有責判決を受ける者にならないであろう。有責判決を受ける者自身は逆に組合審判手続或は共有物分割審判手続によって、自分の持分以上に弁済したものを組合員又はその組合員達から追求することができからである。他の者の許にもまた特有財産があったときに限り、このことが行なわれるとユリアヌスは述べる。この場合には弁済することによって各人は更に組合員を負債から解放すると見られるからである。これに反して他の者の許に特有財産が

全くないときは、反対である。その者を何等かの方法で負債から解放するとは解されないからである。

28 ユリアヌス ディゲスタ第十二卷
その故に組合員に相続人も遺産占有者も現われなかったときには、特有財産が被告として訴えられた者の許にある限度で、しかも被告の財産から追求することが出来るもの限り、被告は有責判決されるべきである。

29 ガイウス 属州告示註解第九卷

前文 或者が遺言において奴隷を相手方として契約し遺贈を受けた相続人に奴隷が解放されるよう命令したときには、共同相続人は相互に或は特有財産に関して訴えることができる。誰であれ他の者が訴えれば、すべての者は自己の許にある特有財産について拘束されるからである。

§ 1 たとえ奴隷の所有者が奴隷を相手方として契約されることを禁止するとしても、奴隷の所有者に対して特有財産に関する訴訟があるであろう。

30 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 訴えられた際に、たとえ何ものも特有財産中になくとも、判決時に何ものかがある限り、特有財産に関する訴訟が拘束するかどうか問われた。それにも拘らずプロクルスとペガススは拘束されると述べる。たとえ特有財産中に何ものもないとはいえ、適法に主張されるからである。提示訴訟及び対物訴訟に関しても同一の規範が規定された。この見解は我々によつ

ても是認されている。

§ 1 奴隸の所有者或は父親の一部の相続人である者を相手方として訴えられるときには、訴えられるその相続人の許にある特有財産に關してのみ有責判決されるべきである。何物かを相続人自身の物に転用する場合を除き、相続分に應じて物に転用されたものについても規定は同一である。そしてこの相続人は恰も組合員のうちの一人のように訴えられるべきではなくて、かえつて相続分に應じてだけ訴えられる。

§ 2 しかし奴隸自身が一部の相続人に指定されるときには、この奴隸を相手方として訴えられるのは衡平であらう。

§ 3 反対に息子が一部ではあるが相続人に指定されるときには、それにも拘らず息子は全体に対する訴訟を受けるであらう。しかし息子が相続分に應じて共同相続人の債務名義を買戻すことを望むときには、聞き入れられるべきである。一体父親の物に転用されたときはどうなるのか？ 何故息子は父親の物の中にあるものを共同相続人から追求しないのか？ 特有財産が非常に価値のあるときにも、規定は同一である。

§ 4 一度特有財産に關して訴えた者は、特有財産が増加すれば、再度負債の残余額について訴えることができる。

§ 5 債権者が売主から一年の抗弁によって排斥されたときには、債権者には買主に対する援助が与えられるべきである。しかし他の抗弁によって排斥されたときには、債権者が売主から追求することのできた額を控除して、買主から残余額を追求

するという限度で援助が与えられる。

§ 6 悪意が申立てられる場合には期間が考慮される。恐らく期間経過後の悪意の訴訟については法務官は悪意が申立てられるのを許さないからである。法定期間後の悪意については訴訟は賦与されないからである。

§ 7 しかしながら相続人に対しては悪意の条項は相続人に帰属するもののために為されるべきであつて、それを超えて為されてはならない。

31 パウルス 告示註解第三十卷

しかし相続人自身が悪意によって為したときには、相続人は全額を担保する。

32 ウルピアヌス 論争録第二卷

前文 奴隸が解放され或は自由であるよう命令され或は讓渡され或は死亡した場合に一年以内に訴えられることのできた者の二人或は多数の相続人のうち一人が訴えられたときには、訴えられた者は自己の手中にある特有財産の額以上のものに対して有責判決されることはないといへ、すべての相続人は解放される。このようにユリアヌスはこれを書いている。そして他方の相続人の物に転用されたときにも規定は同一である。しかし収益権者或は善意占有者が多数いるときにも、一人が訴えられれば、その者が自己の手中にしている特有財産以上のものについて有責判決されてはならないといへ、その者は他方の者を解放する。しかしこれは法に適合しているとはいへ、それに

も拘らず衡平は法の契機によって解放される者に対して審判手続が賦与されると規定し、その結果主張よりもむしろ取取がその者を解放する。何故なら奴隷を相手方として契約する者は、例えば世襲財産のように、どこにあるものであれ、奴隷の特有財産の総体を斟酌するからである。

§ 1 しかしながらこの審判手続においては先行した手続が繰返されるとはいえ、それにも拘らず増加と減少とが考慮されるべきである。それ故に今日特有財産中に何ものもないにせよ、他のものが付け加わったにせよ、特有財産の現在の状態が考察されるべきである。その故に売主と買主とに関する限り、このことは我々により正しいと思われる。即ち特有財産に付け加わったものを我々は買主から追求することができ、例えば一つの審判手続におけるように、買主の訴訟を売主が訴えられた時期に逆向に引き戻すものではない。

§ 2 奴隷の売主が特有財産と共に奴隷を売却し、特有財産を引渡したときには、勿論一年以内には特有財産に関して訴えられることはない。ネラティウスが書いたように、奴隷のこの価格は特有財産ではないからである。

33 ヤヴォレヌス カッシウス論第十二卷

しかし特有財産の代りに価格を受領するという取極で或者が奴隷を売却したときには、特有財産は特有財産の価格が帰属する者の手中にあると見られる。

34 ポンポニウス 異なる講義論第十二卷

特有財産を構成する物がある者の手中にあるのではない。

35 ヤヴォレヌス カッシウス論第十二卷

これに反して確定金額を受領するならば、特有財産を与えるよう相続人が命令された際には、特有財産が相続人の手中にあるとは見られない。

36 ウルピアヌス 論争録第二卷

誠意契約において特有財産に関して父親或は奴隷の所有者が全体に対して拘束されるかどうか疑問に属する。その結果息子に嫁資が与えられたときに、父親が特有財産に関する限度で訴えられるかどうか嫁資に関する訴訟において熟考された。しかしながら特有財産に関するばかりではなく、更に婦が父親の悪意によってだまされ、詐欺されたときには、訴訟を行なうことができると思ふ。何故なら父親が物を持っていて、それを返還しようとしないうときには、その物が有する価格の限度で父親が有責判決を受けるといふのが衡平であるからである。何故なら物が質として与えられた奴隷において明言されたことは、その他の誠意審判手続においても受け入れられるべきであるとポンポニウスは書いたからである。何故なら奴隷に物が質として与えられたときには、特有財産に関する訴訟及び転用物訴訟が行なわれるばかりではなく、この訴訟は『奴隷の所有者の悪意によって原告がだまされ、詐欺されたときは』という付加語を持つからである。しかしながら奴隷の所有者が、返還権能を持つ際に、返還することを欲しなければ、この者は悪意によつ

て為すと見られる。

37 ユリアヌス ディゲスタ第十二巻

前文 君の息子の債権者が君を相続人に指定し、君が債権者の相続財産を売却したときには、『相続財産のうちから金銭が君に帰属する額』という問答契約の部分によって君は特有財産に関して拘束されるであろう。

§ 1 君が君の奴隷に補助奴隷を八金で買うことを許し、奴隷が十金で買い、そして自分が八金で買ったと君に文書で示し、そして君は奴隷に君の金銭からその八金を弁済することを許し、奴隷が十金を弁済したときには、このことの名義で君は二金だけを所有権訴訟で請求するであろう。しかしこれらは売主に奴隷の特有財産に関する限度において履行されるであろう。

§ 2 私はティティウスと共に持つ共有の奴隷をセンプロニウスに売った。ティティウス或はセンプロニウスを相手方として特有財産に関して訴えられたときに、私の許にあったその奴隷の特有財産が考慮されるべきかどうか問われた。センプロニウスを相手方として訴えられたときには、決して私の許にあったその奴隷の特有財産は考慮されるべきでないといふ云った。センプロニウスが履行したものを追求することのできる訴訟を、その者は決して私に対して持たないからである。しかし私が売却した後一年を経てティティウスを相手方として訴えられたときにも、同様に私の許にある特有財産は計算されるべきではない。既に私を相手方として特有財産に関して訴えられることが

できないからである。しかしながら一年以内に訴えられたならば、その時にはこの特有財産は考慮されるべきである。奴隷が譲渡されれば債権者には売主と買主とを相手方として訴えることが許されると定められたからである。

§ 3 奴隷に用益権を持つ者を相手方として特有財産に関して訴えられ、そして債権者が（債権額より）少いものを追求したときには、収益権者の許にあるにせよ、所有者の許にあるにせよ、その奴隷の特有財産の総体から債権者が物を追求することは不公平ではない。奴隷が自己の労務を収益権者から賃借したか、それとも消費貸金を収益権者から受領したかということには差異がない。従って奴隷が特有財産の名をもって収益権者の許で持つものを控除して、債権者には収益権なき所有者に対する訴訟が賦与されるべきである。

38 アフリカヌス 質疑録第八巻

前文 私が家子の許に十金を寄託し、特有財産に関して寄託訴訟を行う。息子が父親に何等義務を負わず、しかもこの十金を保有するとはいえず、それにも拘らずそれ以外に特有財産が何もないときには、父親は決して有責とされるべきでないといふ判断した。この金銭は依然として私の物に留まるので、特有財産には属さないからである。要するに誰であれ外の者が特有財産に関して訴えるときには、それが算入されてはならないといふことは少しも疑われるべきでないといふ彼は述べる。従って私は提示訴訟を訴え、提示されたものを所有権訴訟によって請求す

べきである。

§1 家子に嫁ごうとする女が嫁資の名義で確定の金銭を与えるに要約し、離婚が為されたので、女が父親を相手方として嫁資全部に関して訴えるときには、女は要約全体から解放されるべきか、それとも息子が父親に義務を負うものが控除されるべきと解放されるべきなのか？ 女は要約全体から解放されるべきであるとは彼は解答した。要約に基づいて女を相手方として訴えられたときにも、女は悪意の抗弁によって防禦することができないのは確実だからである。

§2 ステイクスは特有財産中に十金の価値があるパンフィリウスを持ち、同じパンフィリウスは奴隷の所有者に五金の義務を負っている。ステイクスの名義で特有財産に関して訴えられるときには、勿論パンフィリウスが奴隷の所有者に義務を負っているものを控除することなしにパンフィリウス全体の価格が評価されるべきであると定められた。誰も自分自身が自己の特有財産中にあると解されることはできないからである。故にこの事例においては特有財産を持っていない自己の他のどの奴隷にでも奴隷の所有者が金を貸したときに明らかとなるように、奴隷の所有者は損害を受けるであろう。ステイクスに特有財産が遺贈されたときと陳述されるときに、一層明白に表われるであろうと彼が述べるのはそういうわけである。その者が遺言に基づいて訴えるときには、確かに補助奴隷自身の特有財産より外に、自分の補助奴隷が義務を負っているものの控除を受けるよう強

制されてはならない。さもなければ、その結果補助奴隷が奴隷の所有者に（特有財産と）同じだけ義務を負うときに、通常の奴隷自身は特有財産中に何も持たないと解されることになるが、このことは確かに不条理である。

§3 私は君に売却した奴隷に金銭を貸した。特有財産のうちから私の許に残っているものが控除されんがために、私には君に対する特有財産に関する訴訟が賦与されるべきかどうかを問われた。勿論これは決して正しくないし、その後私が売却した一年以内に訴えを試みるかどうかということは重要ではない。何故なら勿論その時その者を相手方として契約した他の者には私に対する訴訟が賦与されないからである。反対にまた以前にその奴隷を相手方として契約した者が私を相手方として訴えても、奴隷がその後私に義務を負い始めたものを私は控除しない。このことから私の許に残っていたその奴隷の特有財産の責任は後の時期になされた契約に関係すべきでないことは明らかである。

39 フロレンティヌス 法学提要第十一卷

特有財産は或者が自分の節約によって獲得したもの或は好意から誰かある者によって自分に贈与されて手に入れ、そしてそれを固有の財産であるかのように自分の奴隷が持つことを或者が望んだものから成り立っている。

40 マルキアヌス 規範集第五卷

前文 特有財産は生まれ、成長し、衰え、死滅する。それ故

にパピリウス・フロントは特有財産が人間に似ていると適切にも云った。

§1 しかしながらどのようなにして特有財産が生まれるかが問われた。奴隷の所有者が与える必要のないものを奴隷が取得するときには、それは特有財産であり、反対に下着或は奴隷の所有者がどうしても奴隷に與えなければならぬ何等かの類似のものを奴隷が取得したときには、それは特有財産ではないというように古法学者は区別する。随つてこのようにして特有財産は生まれる。増大した際には、特有財産は成長する。奴隷の補助奴隷が死亡し、物が滅失する際には、特有財産は衰える。取上げられた際には、特有財産は死滅する。

41 ウルピアヌス サビヌス註解第四三卷

奴隷は何等の義務も負うことができず、また奴隷に義務付けられることもできない。しかし我々がその言葉を誤用する際には、我々は債務を市民法によって推量するよりもむしろ事実を示す。従つて奴隷の所有者は奴隷に義務付けられるものを家外の者から適法に請求する。奴隷自身が義務を負っているものに関しては、その名義で特有財産に対して訴訟が賦与され、それから何ものが奴隷の所有者の利益に転用されたときには、奴隷の所有者に対して訴訟が賦与される。

42 同人 告示註解第十二卷

サビヌスとカッシウスは以前に行われた管理に基づいて特有財産に関する訴訟が賦与されるべきではないと判断するけれど

も、若干の学者は適法にも自主権者の養親に対して特有財産に関する訴訟が賦与されると考える。

43 パウルス 告示註解第三十卷

私が君を相手方として特有財産に関して訴えた後に、判決前に君が奴隷を売却したときには、更に奴隷が買主の許で得た特有財産の名義でも君は有責判決を受けべきであつて、君には援助が与えられないとラベオは述べる。奴隷を売却したということは君の過失によつて起つたからである。

44 ウルピアヌス 告示註解第六三卷

或者が家子を相手方として契約したときには、その者は二人の負債者を持つ。息子は全額に対して、父親は特有財産に関しのみ義務を負う。

45 パウルス 告示註解第六一卷

したがつて父親が息子から特有財産を取上げたときには、それにも拘らず債権者は息子を相手方として訴えることができる。

46 同人 告示註解第六十卷

特有財産の管理を許容する者は、特別に許そうとしていることも、一般的に許していると見られる。

47 同人 プ라우ティウス註解第四卷

店の中に『私の奴隷イヌアリウスを相手方として取引が行われることを私は禁ずる』と書かれたときは常に、これは支配人訴訟によつて拘束されないという結果を奴隷の所有者が得ただけであつて、更に特有財産に関する訴訟によつて拘束されな

いわけではない。

§ 1 奴隷が保証した際には、奴隷が奴隷の所有者の利益のために保証したか、特有財産に属する物のために保証したのでなければ、特有財産に関する訴訟は奴隷の所有者に対して賦与されるべきでないと言ひ答ふる。

§ 2 仮令判決時に特有財産中に奴隷が義務を負うよりも僅かのものしか見つからないとはいへ、一度び特有財産に関して訴えられたときには、それにも拘らず将来特有財産が増大することに關して担保を与える余地はないと定められた。このことは例えば組合訴訟において起る。組合員は総体の義務を負うからである。

§ 3 奴隷の債権者が買主から一部分を得たときには、残額に対しては売主に対する準審判手続が行なわれるとプロクルスは述べる。しかし買主と売主とを相手方として同時に訴訟を試みるために訴訟を分割することはもとより原告に許されるべきではない。原告が被告を選択して僅かのものしか得なかつた際には、前の審判手続を取消して、原告にはもう一人の者に対する訴訟が賦与されることが原告に認容されるだけで充分であるからである。我々はこの法を用いている。

§ 4 しかしながら単に誰であれ債権者は売主を相手方として以前に行なわれたことに基つて訴えることができるばかりでなく、仮令奴隷が買主の許で持っているものを買主が算定する場合だけ、買主が他の訴えている者に対して控除することが

できるとはいへ、買主自身も同じことをすることができそしてユリアヌスによつてもそう見られる。

§ 5 奴隷が特有財産を控除して売られたときには、売主が控除も用いることができることは明らかとなる。そして売却後奴隷が売主に何等かの義務を負い始めたときには、特有財産は減少しない。奴隷は奴隷の所有者に義務を負っていないからである。

§ 6 我々が買主と売主について云つたことは、遺贈、嫁資の授与によるように、他の何等かの方法によつて所有権が変更されたときも同一である。奴隷の特有財産はそれがどこにあるうとも、恰も自由人の財産のように解されるからである。

48 同人 プラウティウス註解第十七卷

前文 特有財産の自由な管理は逃亡奴隷においても、窃取された奴隷においても、生死不明の奴隷においても継続しない。

§ 1 特有財産の管理が与えられた者は、自己の負債者を指図することができる。

49 ポンポニウス クイントウス、ムキウス註解第四卷

前文 特有財産とは唯奴隷の所有者が奴隷に許容したものであるばかりでなく、また知らない間に勿論奴隷に取得されたものであるが、知っていたときには特有財産中にあることを奴隷の所有者が許したのであるやうなものである。

§ 1 私の知らない間に私の奴隷が私の業務を管理したときには、自由人が私の業務を管理したときに拘束されると同じだ

け、奴隷は私には負債者であると解されるであらう。

§ 2 奴隷が奴隷の所有者の負債者であるとか或は奴隷の所有者が奴隷の負債者であると解されるためには、市民法の原因に基づいて算定されなければならない。したがって全く消費貸金を受領せず、また負債を負う如何なる原因も先行しなかった際に、奴隷の所有者が貸金簿において自分が自己の奴隷に義務を負うと記入するときには、唯の貸金簿だけでは、奴隷の所有者は負債者とならない。

50 パピニアヌス 質疑録第九卷

前文 特有財産中に何も無いときに、父親が身を隠す。父親を相手方として特有財産に関して訴えようとしている私は、その者の物を保全するために財産の占有に入ることができない。審判手続を受諾したとすれば、免訴されるべき者はごまかしのために身を隠さないからである。有責判決が続くことがあり得ることもこの関係とは無縁である。何故なら始期付或は条件付で義務を負うときには、たとえ審判人の不正によって有責判決されることができるとはいえ、その者がごまかしのために身を隠すとは見られないからである。しかし特有財産中になにも無いときに立てられた保証人は拘束されるとユリアヌスは考える。少くとも保証人がこのような事情の下で受け入れられたときには、将来の訴訟の保証人もまた受け入れられることができるからである。

§ 1 債権者が特有財産について拘束される父親を相続人に

指定したときには、死亡の時期はファルキディア法の原則によつて考察されるのだから、その時の特有財産が考慮されるであらう。

§ 2 更に奴隷の所有者が特有財産について訴えられた後にも、保証人は奴隷のために受け入れられることができる。それ故にこれは訴訟が作成された後に奴隷が金銭を完済したときには、判決が作成されなかったときと同様に奴隷は返済請求することができないという同じ理由によってである。同じ理由により保証人もまた有益に受け入れられると見られるであらう。更に奴隷が引受けると見られる自然債務は争訟に移転されなかつたからである。

§ 3 他人の奴隷が善意で私に就役していた際に、私はその奴隷を解放するために、ティティウスから消費借入していた貨幣をその奴隷が私に与えたので、私は解放した。債権者は特有財産について誰を訴えたらよいかと尋ねた。私は云った。債権者は他の場合には選択権を持つとはいえ、それにも拘らず設題においては奴隷の所有者が訴えられるべきであり、奴隷の所有者は私を相手方として自身に取得された金銭の名義で提示訴訟を實行するであらう。これが奴隷の頭格のために為されたとして報告された原因のために譲渡されたものではないと。私が解放しないときには金銭は奴隷の所有者に属するが、反対に解放が後続した場合には、私の物に基づく金銭は私に取得されると見られるという鑑定者の区別は承認されてはならないからであ

る。私の物に基づくというよりも、むしろ私の物である故に金銭は私に与えられるからである。

51 スカエヴォラ 質疑録第二卷

家外者によって奴隷に義務付けられるものについては特有財産に関して訴える者のため奴隷の所有者は決して負債額まで有責判決されるべきではない。訴訟費用と執行の結果は不確定であり得るし、審判人によって与えられる日時の延期或は財産の売却の延期は、それがむしろ為されるべきであるならば、考慮されるべきであるからである。故に（奴隷の債務者に対する）訴訟を（原告に）委譲しようとするときには、その者は免訴される。組合員のうちの一人を相手方として訴えられるとき、訴訟が組合員を相手方として行っているので、特有財産の総体が算定されるべきであると云われるときに、（他の組合員に対する）訴訟を譲歩しようとしている場合には、同じことに帰着するからである。それ故に拘束されると我々が云うすべての者においても、これらの者は訴訟を持っているので、指図は正当な履行の代りとなるであろう。

52 パウルス 質疑録第四卷

前文 事実に基づいて問われる。恰も自由人であるかのように後見を管理した者が奴隷であると宣告された。その原因が勿論奴隷のその他の債権者よりも優れたものと看做されるべきである。と書簡で解答された被後見人によってその奴隷の所有者が訴えられるときに、奴隷の所有者に義務付けられるものは控除

されるかどうか？ そして控除されることができると君が考えたときに、曾って自由に行動していた際に、奴隷が奴隷の所有者の負債者にされたのか、それともその後にはされたのかということは差異を生ずるか？ 特有財産に関する訴訟が未成熟者に成立するのか？ 息子或は奴隷の人格に基づいて特有財産について訴えられた際に、如何なる特権も父親或は奴隷の所有者には与えられることができないと私は解答した。その他の債権者においては特権が顧慮されるべきことは明らかである。即ち息子が嫁資を受領し、後見を管理したときには一体どうなるのか？ 随って後見人の代りに行動した奴隷においても至当にもこのことは勅書で解答された。その他の債権者の訴訟が禁止されるよりも、先行する債権者の条件が良好であるのが常であるからである。奴隷が被後見人の物から債務名義を得或は金銭を金庫に入れたときには、被後見人には貨幣の所有者訴訟が賦与され、無論負債者が貨幣を費消したときには、負債者に対する準訴訟が賦与される。その奴隷はこれを譲渡することができなかったからである。このことはどの後見人においても云われるべきである。それにも拘らず奴隷が奴隷の所有者にいつ義務を負い始めたのか、奴隷が自由を持っていた際か、それともその後であるかは差異があるとは私は思わない。何故なら私がティウスが奴隷に金を貸し、その奴隷の所有者にあり始めるときに、私が特有財産に関して訴えられ始めるならば、私は以前に貸したものを控除するからである。一体何故か？ 特有財産に関する

る訴訟が行なわれず、いわば準後見のように奴隷の所有者に対する準訴訟が賦与され、その結果その者が世襲財産として持っているものは特有財産であると解されるからである。

§ 1 嫁資が家子に与えられ、或は家子が後見を管理したときには、特有財産に関する訴訟においては、中間時にその他の債権者の訴訟が延期され、或は特権を持たない者が最初に訴えるときには、その後の特権の訴訟が父親を相手方として提起されるならば、受領したものを返還するための担保が与えられることによって、特権が顧慮されるべきであろう。

53 同人 質疑録第十一卷

解放された際に、特有財産がスティクスから取上げられなかったときには、特有財産は許容されたと見られる。しかしながら自身に訴訟が譲歩されるのでなければ、スティクスは負債者を訴えることができない。

54 スカエヴォラ 解答録第一卷

遺言者が相続人のうちの一人である家子に整備されたままの土地を奴隷と共に遺産分割前に遺贈した。これらの奴隷達は奴隷の所有者の負債者であった。その他の相続人には家子に対する特有財産に関する訴訟が成立するかと問われた。彼は成立しないと解答した。

55 ネラティウス 解答録第一卷

私が特有財産に関して訴えた相手方が君により暴力によって奪い去られた。君が暴力によって奪い去った当時特有財産中に

あるものが考察される。

56 パウルス ネラティウス註解第二卷

私の奴隷が私の負債者のために私に既存債務を弁済すると要約するときには、特有財産から控除されるべきであるが、それにも拘らず負債者によって義務付けられている。しかしその者のために既存債務の弁済が要約された者の債務名義が特有財産に属するものとされると信じられるべきでないかどうか我々は観察しよう。とにかく或者が特有財産に関して訴える場合に、奴隷の所有者が控除しようと欲するときには、あらゆる場合にその債務名義を特有財産に属するものにするパウルスは云う。

57 トリフォニヌス 論争録第八卷

前文 その名義で特有財産に関する限度で訴えられた息子或は奴隷が審判手続終結前に死亡したときには、その死亡時にその中の或者が持っていた特有財産が考察される。

§ 1 しかし遺言によって奴隷が自由であると命じ、奴隷に特有財産を遺贈する者は、自由が成立する時の特有財産を遺贈するものと解されるとユリアヌスは書いている。したがってどの様であれば、相続される前に取得された特有財産のすべての増加は解放された者に帰属する。

§ 2 それに反して或者が家外者に奴隷の特有財産を遺贈したときには、遺言者の意志の推測において疑問があり、特有財産に属する物から相続される前に付合したものが義務付けられるという了解の下で、死亡の時に特有財産にあったものが遺

産であるというのが最も真実に近い。例えば女奴隷から産まれた子及び家畜の仔がそれであるが、しかしながら奴隷に贈与されたもの或は奴隷が自己の勞務から取得したものは受遺者に属さない。

58 スカエヴォラ ディゲスタ第五卷

或者が相続人のうちの一人に整備されたままの土地を奴隷やその他の物及びそこにあるすべてのものと共に遺贈した。これらの奴隷は計算簿の計算からと同様に他の原因から奴隷の所有者の負債者であった。その他の相続人にはその相続人に対して奴隷達の負っている金銭のために特有財産に関する訴訟が成立するかと問われた。成立しないと彼は解答した。

第二章 いつ特有財産に関する訴訟は一年に制限されるのか

1 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 法務官は次のように述べる。『他方の者の権力下にあった者の死亡後、或はその者が父権から解放され、奴隷から解放された又は譲渡された後に、権力を持つ者の悪意によって何ものかが特有財産に属さないようにされたときには、先ずこの事件について訴訟をする権能のある一年以内の間、私は特有財産の限度で審判手続を賦与するであろう』と。

§ 1 奴隷或は息子が権力下にある限り、特有財産に関する訴訟は永久である。しかしながらその者の死亡後或はその者が父権から解放され、奴隷から解放され又は譲渡された後には一

時訴訟になり始める。即ち一年に制限される。

§ 2 しかしながら一年は有益に算定されるだろう。それ故に債務が条件付のものであるときには、一年は父権から解放されたときからではなく、条件が成就して請求されることができるときから算定されるべきであるとユリアヌスは書いた。

§ 3 しかしながら法務官がこの事例に於いて訴訟を一時的なものにしたのは至当である。何故なら特有財産が死亡或は譲渡によって消滅するので、債務が一年に至る迄延長されるので足りるからである。

§ 4 しかしながら譲渡 (alienatio) と奴隷からの解放 (manumissio) は息子ではなく奴隷に関係するが、しかしながら死亡 (mors) は奴隷にも息子にも関連する。反対に父権からの解放 (emancipatio) は唯息子にのみ関連する。しかし父権からの解放によらずに他の方法で息子が権力下になくなるときにも訴訟は一年である。しかし父親の死亡或は流刑によって息子が自主権者になるときにも、父親の相続人或は国庫は特有財産に関して一年以内の間拘束されるであろう。

§ 5 譲渡においてはとにかく売主は特有財産に関する訴訟によって一年以内の間拘束される者と解される。

§ 6 しかし (或者が) 奴隷を贈与し或は交換し或は嫁資として与えたときにも、同一の立場にある。

§ 7 特有財産を伴わずに奴隷を遺贈した者の相続人も同様である。何故なら (遺言者が) 特有財産と共に或は遺贈し或は奴

隷が自由であることを命じたときには、疑問に属していたからである。解放された者に対しても特有財産が遺贈された者に対しても特有財産に関する訴訟は賦与されるべきでないというのが私にはより正しいように思われる。それでは相続人が拘束されることになるかどうか？ カエキリウスも拘束されると述べる。受遺者に特有財産を引渡すことによって自らを解放した者の手中に特有財産があるからである。しかしながらベガスは特有財産が遺贈された受遺者によって相続人に担保が与えられるべきであると述べる。債権者達が相続人の所へ押し寄せるからである。故に相続人が担保なしで引渡したときには、相続人が訴えられるべきであろう。

§ 8 奴隷と特有財産とが先順位に相続されて相続人が相続財産を返還するように求められたときに、相続人が特有財産に関して訴えられるならば、マルケルスがこの点を論じて認めるように、相続人はトレベリアヌスの抗弁を用いないであろう。しかしながらスカエヴォラが述べるように、相続財産が返還された者は拘束されない。この者は特有財産を持たないし、悪意によって持たないようにしたのでないからである。

§ 9 また用益権が消滅するならば、用益権者に対して一年以内に訴訟が賦与されるべきであるとポンポニウスは第六一卷で書いた。

§ 10 息子が生存していた際に、息子が死亡したと誤信した君は一年の訴訟によって訴えたが、一年が経過したので君が抗

弁によって排斥されたときには、誤りが分った後再度訴訟を試みることが君に許されるべきかどうかラベオの著作で問われた。特有財産に関する限度で許されるべきだが、更に転用物に関する訴訟については許されるべきでないと彼は述べる。何故なら一年の抗弁は、転用物ではなく、特有財産に関するもので、最初の審判手続によって転用物に関する訴訟は適法に実行されたからである。

2 パウルス 告示註解第三十卷

前文 息子が生存中に父親に対する訴訟が永久であるのと同じく、家子の死亡後父親に対する訴訟は一年であるからである。それ故に特有財産に関する訴訟が契約解除の原因に基づくものであるときには、それは息子の死後六カ月であろう。そしてすべての一時訴訟においても同一の規範が云われるべきである。

§ 1 金を借りた奴隷が敵の許にあるときには、奴隷の所有者に対する特有財産に関する訴訟は、奴隷が帰郷権によって帰することができると限り、一年に制限されるべきではない。

3 ポンポニウス クイントウス、ムキウス註解第四卷

たとえ奴隷が事物の自然の中で存在するのを止め、法務官が特有財産に関する訴訟を一年以内で賦与するとはいえ、時には特有財産の定義が用いられなければならない。何故ならたとえ既に奴隷の死亡或は解放によって特有財産であることを止めたとはいえ、或程度特有財産の増大及び減少が認められるべきであるからである。その結果果実或は家畜の仔及び女奴隷の子に

よって特有財産としてそれに付け加わることができ、例えば動物が死に或は何であれ他の方法によってなくなるときのように減少することができる。

第三章 転用物訴訟

1 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 他人の権力下にある者達が何ものも特有財産中に持たず、或は持つてはいるが、全体に対して持たないときに、受領されたものが彼等を権力下に持つ者の利益に転換された場合には、その者が拘束される。恰もむしろその者自身を相手方として契約されたかのように見られる。

§ 1 恰も特有財産に関する訴訟が十分であるかのように、転用物訴訟が根拠なく約束されるとは見られない。(奴隷の所有者の)利益に転用されても特有財産に関する訴訟が行なわれないうことがあり得るとラベオは極めて正しく云うからである。奴隷の所有者が悪意なくして特有財産を取上げたときは一体どうなるのか？ 奴隷の死亡によって特有財産が消滅し、有益な一年が経過したときはどうか？ 何故なら転用物訴訟は永久であって、(奴隷の所有者が悪意なくして(特有財産を)取上げたときであれ、特有財産に関する訴訟が一年によって終了したときであれ、余地を持つからである。

§ 2 同様に多数の者が特有財産に関して訴えるときには、このことは金銭が利益に転用された者に有利となるべきであっ

て、その結果その者自身は一層広般な訴訟を持つてであろう。確かに誰かある者によって先行され、特有財産について訴えられたときに、転用物訴訟が行なわれないかどうか観察されなければならぬ。特有財産に関する訴訟によって転用物訴訟が無効とされるとユリアヌスが判断しているとポンポニウスは報告する。奴隷の所有者の利益に転用され、奴隷のために弁済されたものは、奴隷の所有者によって奴隷自身に弁済されたときと同様、特有財産に転じられたからであるが、しかし奴隷が奴隷の所有者の利益に転用したものを奴隷の所有者が特有財産に関する訴訟に基づいて履行したときに限りそうである。のみならず奴隷の所有者が履行しなかったときには、転用物訴訟は存続する。

2 ヤヴォレヌス カンウス論第十二卷

貨幣を受領して奴隷を解放した者を相手方としては転用物訴訟が実行されることはできない。奴隷に自由を与えることによってその者は貨幣によってより豊かにならないからである。

3 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 奴隷が、解放されんがために、私から消費借入した額を奴隷の所有者に与えたときには、勿論この額は特有財産の中に算入されないが、しかしながら奴隷が与えたものの中に奴隷の価格以上のものがあるときには、奴隷の所有者の利益に転用されたと見られる。

§ 1 しかしながら奴隷が受領したものの自体を奴隷の所有者

の利益に転換したときであれ（例えば、小麦を受領して奴隷の所有者の家族のために小麦自体を食糧として消費したとき、或は債権者から受領した金銭を奴隷の所有者の債権者に弁済したとき。しかし奴隷が弁済するについて錯誤し債権者でない者を債権者であると誤認したときにも、奴隷の所有者が非債の返済請求訴訟を持つ限りでは、等しく奴隷の所有者の利益に転用されたものであるとポンポニウスが第六一卷で述べるのがそれである）、奴隷が奴隷の所有者の業務を行ない管理するために何事かを行なったときであれ（例えば、家族を扶養するために穀物を調達し、或は家族に着せるために衣服を調達することを目的として金銭が消費借入されたときがそれである）、特有財産のために奴隷が消費借入し、その後奴隷の所有者の利益に転用するときであれ、奴隷の所有者の利益に転用されたものと見られる。たとえ最初に金銭を特有財産に転用するとはいえ、後に奴隷の所有者の利益に転用するときには、転用物訴訟があり得るといふ法を我々は用いているからである。

§ 2 委託事務管理人が委任訴訟を持ち、事務を行なった者が事務管理訴訟を持つ事例で、奴隷が何ものかを消費して、その結果奴隷の所有者がより良くなった物又はより劣悪にならなかった物を持つに至ったときには常に、転用物訴訟があると規定通りに我々は云う。

§ 3 同様に奴隷が奴隷の所有者の習慣に従って（即ち奴隷の所有者が奴隷に履行するのが常である程度まで）、自らを養い、着物を着るために金銭を借りたときには、奴隷の所有者の利益に転

用したと見られるとラベオは書いている。故に息子に於いても同一であらう。

§ 4 しかし消費貸金を受領して奴隷の所有者の家を壁画や実用としてよりもむしろ快樂に関する他のある種のもので飾りたてたときには、転用されたとは見られない。委託事務管理人も、たまたま本人の委任又は意志を持つときを除き、これを酌量しないし、奴隷の所有者も自ら為そうとしなかったが故に、費用を負担すべきではないからである。それではどうであるのか？ 勿論その家に損害がなければ、奴隷の所有者がより価値のあるものとされた費用を履行するために、家を売却することや強いられないように、債権者がこれを持ち去ることを奴隷の所有者は受認すべきである。

§ 5 同様に奴隷が私から貨幣を消費借入し、他の者にそれを貸したときには、（奴隷の債務者の）債務名義が奴隷の所有者に取得されたのであるから、奴隷の所有者は転用物訴訟によって拘束されるとラベオは述べる。このようにして奴隷が債務名義を特有財産に属するものにしたのではなく、あたかも奴隷の所有者の計算に属するかのようにしたときにも、ポンポニウスはこのようにこの見解を是認する。この理由から例えば奴隷の所有者が負債者の債務名義を持つことを自己に利益があると思わないときには、債権者に訴訟を譲歩し、債権者を委託事務管理人にするという限度で、奴隷の所有者は債務を負うであらう。

§ 6 消費借入した奴隷が奴隷の所有者にその意志によって

恐らく香料もそうであるが、放蕩という動機のため購入したものの、或は享樂のため或は不道徳なもののため費用を提供したときにも、それは亦奴隸の所有者の利益に転用されなかつたわけではないとラベオは述べる。消費されたものが奴隸の所有者の利益になつたかどうかではなく、奴隸の所有者の関心のあることに帰属したかどうかを我々は考察するからである。

§ 7 その故に奴隸が奴隸の所有者の家族を養うために穀物を調達し、奴隸の所有者の倉庫の中に貯え、そして穀物が紛失し或は腐敗し或は燃えたときには、転用されたと思われると云われるのは正しい。

§ 8 しかし奴隸が奴隸の所有者に必要な奴隸を買い、そしてその奴隸が死亡し、或は奴隸が小屋を支柱で支えたが、小屋が倒壊したときには、転用物訴訟があると私は云つた。

§ 9 しかし奴隸が恰も奴隸の所有者の利益に転用するかのやうに受領したが、転用せず、債権者を欺いたときには、転用されたとは見られず、奴隸の所有者も拘束されない。債権者の軽信が奴隸の所有者に不利とならず或は奴隸の狡猾さが害とならないためである。それにも拘らず奴隸が受領したものを転用することを常としていた者であったときには、どうなるのか？異なる意図で奴隸が受領したとき又はこの意図で受領したが、後に他のものに転用したときには、依然として奴隸の所有者に害とならないと私は思う。随つて債権者は何処に転用されるかについて注意深くあるべきである。

§ 10 奴隸が衣類を調達するために金銭を消費借入したが、貨幣が失われたときには、債権者かそれとも売主のいずれが転用物訴訟を実行することができるか？ しかしながら勿論価格が支払われたときには、たとえ衣類が失われたとしても債権者が転用物訴訟を実行するであろう。しかしながら価格が弁済されず、それにも拘らずその上衣類が購入されるために金銭が与えられそして金銭が失くなったが、衣類が家族に分ち与えられたときには、とにかく債権者が転用物訴訟を持つと私は思う。売主の物が奴隸の所有者の物となつたので、売主もこの訴訟を持つか？ 理性は奴隸の所有者が拘束されることを求める。その故に奴隸の所有者は一つの原因に基づいて二人の相手方に拘束され始める。とはいへ金銭も衣類も同様になくなるときには、奴隸の所有者は両方の者に拘束されると云われるべきである。双方とも奴隸の所有者の利益に転用することを欲したからである。

4 ガイウス 属州告示註解第九卷

しかし先行する者の条件はより良好であるべきであると云われなければならない。奴隸の所有者が両方の者に転用物訴訟のために有責判決を受けるのは不公平だからである。

5 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 奴隸が奴隸の所有者に必要な物例えば奴隸を、恰も奴隸の所有者に必要なものであるかのように買うときには、奴隸の眞の価格の範囲内で奴隸の所有者の利益に転用されたものと見られるとポンポニウスは書いている。奴隸が必要なもの

を買ったときには、奴隷の所有者は売られた額全体に対して拘束されるであろうからである。

§ 1 奴隷の所有者が奴隷の契約を追認するにせよ、追認しないにせよ、転用物訴訟があると同人は述べる。

§ 2 奴隷が奴隷の所有者のために買ったものは、勿論奴隷の所有者の意志によって買ったときには、命令による故の訴訟によって訴えられることができる。これに反して意志によらないけれども、少くとも奴隷の所有者が追認し或はそうでなくとも奴隷が奴隷の所有者に必要な物或は有用な物を買ったときには、転用物訴訟があるであろう。逆にそれらのことが何もないときには、特有財産に関する訴訟があるであろう。

§ 3 債権者から即座に奴隷の所有者に帰属した金銭ばかりではなく、以前に特有財産中にあつた金銭も奴隷の所有者の利益に転用されると定められている。しかしながら奴隷が奴隷の所有者の物を管理して特有財産に属する金銭によって奴隷の所有者をより豊かにする限りでは、常にこのことは正しい。さもなければ奴隷の所有者が奴隷から特有財産を取上げるとき、或は特有財産と共に奴隷を売るとき、或は特有財産に属する奴隷の物を売って代価を取立てるときには、奴隷の所有者の利益に転用されたとは見られないことになる。

6 トリフォニス 討議録第一卷

何故ならこれが正しいとしたとすれば、特有財産に属する物を売却する以前でさえ、奴隷の所有者は転用物訴訟に拘束され

ていたことになるからである。奴隷が物を特有財産中に持つこと自体によって奴隷の所有者はより豊かになることになるが、これは明らかに誤りであるからである。

7 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 それ故に奴隷が奴隷の所有者に特有財産に属する物を贈与したときにも、転用物訴訟は行なわれない。そのことも正しい。

§ 1 奴隷が消費貸金を受領して贈与する意思で（奴隷の所有者に）弁済したとしても、奴隷が奴隷の所有者を特有財産の負債者にすることを望まない限り、転用物訴訟があることは明白である。

§ 2 私の奴隷が君のためにどのような銀からでも杯を作るために、君が私の奴隷に銀を与えたが、杯が作られた後に奴隷が死亡したときには、私が杯を所有権訴訟で請求することができるので、君には私に対して転用物訴訟があるとメラは書いているがこれは正しくない。

§ 3 奴隷が香料と香油とを買い、自己の所有者に關係する葬式に支出したときには、奴隷の所有者の利益に転用されたと見られるとラベオは書いているがこれは確かに正しい。

§ 4 私が君に帰属していた相続財産を君の奴隷から買い、（相続）債権者に金銭を弁済し、次いで君が私からこの相続財産を取り去ったときには、私は買主訴訟に基づいてそれ自体を得るであろうと同人は述べる。君の利益に転用されたと見られる

からである。何故なら私が奴隷から相続財産を買い、奴隷自身から私に義務付けられたものを相殺するときにも、たとえ私が何物も弁済しないとはいえ、それにも拘らず私は奴隷の所有者に帰属したものを買主訴訟に基づいて得るからである。しかしながら奴隷の所有者の利益に転用する意思で奴隷が行為したのでなければ、買主に転用物訴訟があるとは私は思わない。

§ 5 金銭を消費借入した家子が自分の娘のために嫁資を与えたときには、祖父が孫娘のために与えようとしていた限度で父親の利益に転用されたと見られる。父親の事務を行なうという意思をもって与えたときに限り、この見解は私には正しいように見られる。

8 パウルス 告示註解第三十卷

家子が自分の娘の名で与えたかそれとも姉妹或は他の家子から産れた孫娘の名で与えたかは差異がないとポンポニウスは述べる。故に奴隷が消費借入をして、自分の所有者の娘の名で嫁資として与えたときにも我々は規定が同一であると云う。

9 ヤヴォレヌス カッシウス論第十二卷

反対に父親が嫁資を与えようとしていなかったときには、父親の利益に転用されたとは見られない。

10 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 息子が父親のために保証し、債権者に弁済したときには、父親の利益に転用されたと見られる。息子が父親を解放したからである。

§ 1 パピニアヌスが質疑録第九卷で書いていることはこれに類似している。即ち息子が父親の防禦者として審判手続を引受け、有判決を受けたときには、父親は転用物訴訟によって拘束される。何故なら息子が審判手続を引受けることによって父親を解放したからである。

§ 2 父親が与えなければならぬ債務を私が息子から問答契約し、このように息子を訴えたときにも規定は同一であるとパピニアヌスは論じている。何故ならこの場合にも息子が父親に贈与することを欲して更に債務を負うのでないならば、転用物訴訟があるであろうからである。

§ 3 その故に息子が父親の防禦者として特有財産に関する訴訟を引受けたときにも、父親は特有財産の額まで転用物訴訟によって拘束されると云われることができる。この見解の効用は、特有財産に関する訴訟が終了しても、転用物訴訟が訴えられるということであろう。審判手続が受諾された後でも判決前には父親の名義で父親は転用物訴訟によって拘束されると私は思う。

§ 4 しかしながら何物かが転用されたことに応じて、利益に転用されたと見られる。それ故に一部が転用されたときには、一部について訴訟があるであろう。

§ 5 しかし奴隷の所有者は元本に対してだけ拘束されるのか、それとも利息に対しても拘束されるか？ 勿論奴隷が利息を要約したときには、奴隷の所有者は履行すべきであろうとマ

ルケルスはデイゲスタ第五巻で書いている。しかし利息が要約されなかったときには、問答契約の中に入らなかったのであるから、ともかく奴隷の所有者は義務を負わないであろう。奴隷の所有者のことを熟慮して私が奴隷の所有者の業務を行なっていない奴隷に金銭を与えたときには、私自身がその業務を行なっているのであるから、私は更に利息について事務管理訴訟を試みることができるであろう。

§ 6 しかしながら転用され続けることを我々は転用されたと解する。それ故に奴隷の所有者から奴隷或は息子に弁済されなかったときのみ、転用物訴訟が成立する。それにも拘らず債権者の損害において、即ち墮落した奴隷或は息子に弁済されたときには、たとえ弁済されたとしても、勿論転用は終る。しかしながら父親或は奴隷の所有者に対して悪意の訴訟が成立するというのが最も衡平である。何故なら奴隷に義務を負うものを詐欺的な手段で奴隷に弁済するときには、特有財産の負債者も解放されないからである。

§ 7 奴隷が奴隷の所有者の負債者であつて、他の者から消費借入して奴隷の所有者に弁済するときには、奴隷が奴隷の所有者に義務を負う限りで、転用することにならないが、これを超えるものは転用することになる。同様に奴隷の所有者に三十金の義務を負う際に、四十金を消費借入して奴隷の所有者の債権者に弁済するか或は家族を養つたときには、十金に対して転用物訴訟が成立すると云われるべきである。また奴隷が（借り

た金額と）同額だけ義務を負うときには、転用されたとは見られない。何故ならポンポニウスも書いているように、奴隷の所有者の利得に対して（債権者が）救済されたものと見られるからである。それ故に奴隷の所有者の利益に転用した際に、奴隷が奴隷の所有者の負債者であつたときには、何ものも転用されたとは見られないし、その後には奴隷が奴隷の所有者の負債者になり始めたときには、転用は終る。奴隷の所有者が奴隷に弁済したときも規定は同一である。その上に奴隷が奴隷の所有者のために債権者に弁済したと同額だけ奴隷の所有者が奴隷に贈与したときに、勿論返礼する意思によるならば、転用されたとは見られないが、反対に他の目的で奴隷の所有者が贈与したならば、転用は存続すると同人は云う。

§ 8 同人は尋ねる。奴隷が奴隷の所有者の利益に十金を転用し、その後同額を奴隷の所有者から消費借入し、その上に十金の特有財産を持つときには、転用が行なわれなかったかどうか？ 或は逆に負債が除去される特有財産があるのだから、我々は転用物訴訟を解消させないのか？ むしろ両方から割合に応じて我々が差引くのかどうか？ 観察されるべきであると同人は述べる。しかしながら奴隷が奴隷の所有者の負債者にされたのであるから、転用物訴訟は解消されると私は考える。

§ 9 同人は尋ねる。奴隷が君の利益のために転用し、君の負債者になったが、間もなく君に義務を負うのと同じ金額の債権者となったときには、（債権者のために）転用物訴訟は再生す

るのかそれとも反対に後発事由に基づいては治癒しないのか？
後の見解が正しい。

§ 10 偶然から息子が父親の利益に転用することが起り得るかどうかを同人は論ずる。例えば父親と息子が二人の主債務者であり、消費借入した息子が自己の名義で弁済するとき、或は君が父親の命令で息子に金を貸し、息子が借金を君に弁済したときがそれである。勿論金銭が父親に帰属したときには、父親の利益に転用されたと見られるが、もしそうはならず、自己の業務を行なっている間に息子が弁済したならば、転用物訴訟はないと私には思われる。

11 パウルス 告示註解第三十卷

奴隷が自分の債権者に弁済するために消費借入したものは、たとえ奴隷の所有者が特有財産に関する訴訟から解放されるとしても、奴隷の所有者の利益に転用されないだろう。

12 ガイウス 属州告示註解第九卷

奴隷或は家子が父親又は奴隷の所有者のために土地を購入するときには、勿論転用されたと見られるが、それにも拘らず(土地の評価額が) 購入されたよりも少額であるならば、しかるべき額だけが利益に転用されたと見られ、購入された額よりも多額であるならば、購入された額と同じ額が利益に転用されたと見られる。

13 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

二人の奴隷の所有者のうち一人の利益に転用されたときには、

唯利益に転用された者だけが訴えられることができるのか、それとも組合員(もう一人の者)も訴えられることができるのか、が問われる。唯その者だけが(契約するよう)に命令した際と同じように、唯利益に転用された者だけが訴えられるとユリアヌスは書いている。私はこの見解を正しいと思う。

14 ユリアヌス ディゲスタ第十一卷

マルケルスは註記する時には組合員の一方の者に転用されたことの故に、他方の組合員を相手方として転用物訴訟が実行されることのできる。訴えられた者は組合員から有責判決を受けたものを請求することができる。特有財産が奴隷から一方の組合員によって取上げられたときには、我々は一体何と云うべきか？ 故に特有財産に関する訴訟が実行され得ないときに限り、この問題が現われるとパウルスは云う。

15 ウルピアヌス 論争録第二卷

父親が義務を負っていたものを家子が前債弁済契約するときには、転用物訴訟が賦与されるべきかどうかを観察されなければならぬ。ところが家子は父親を解放しなかった。何故なら前債弁済契約をする者は、勿論自ら債務を負うが、父親を解放しないからである。前債弁済契約の後に弁済するときには、自己のために、即ち自分が前債弁済契約をしたことのために、弁済したと見られるとはいえず、それにも拘らず父親の利益に転用したと至当にも云われるのは明らかである。

16 アルフェヌス ディゲスタ第二卷

或者が耕作すべき土地を自己の奴隷に賃貸し、牛を奴隷に与えた。これらの牛が役に立たなかつたので、その者は牛を売り、受取られた金銭によって他の牛が買い集められるように命令した。奴隷は牛を売って、他の牛を買い取ったが、貨幣を売主に支払わず、その後破産した。牛を売った者は貨幣を奴隷の所有者から特有財産に関する訴訟によって請求するのか、或は金銭が請求された牛が奴隷の所有者の手許にあるので、奴隷の所有者の利益に転用されたものを請求するのか。奴隷が奴隷の所有者に義務を負っていたものを控除して、何等かの残余が生じたのでなければ、何であらうと特有財産に属しているとは見られないと彼は解答した。勿論牛は奴隷の所有者の利益に転用されたが、しかしこのことのために奴隷の所有者は最初の牛が売られたと同額を弁済したものと自分には思われる。後の牛がそれ以上の価格であったときには、奴隷の所有者はその額を有責判決されるべきである。

17 アフリカヌス 質疑録第八卷

前文 奴隷の所有者の利益のために金銭を消費借入した奴隷が過失なくしてそれを紛失した。それにも拘らず奴隷の所有者を相手方として転用物訴訟が実行されることができると彼は判断した。何故なら私の業務に費やすので金銭を消費借入した私の委託事務管理人が過失なくしてそれを紛失したときにも、その者はこの名義で正当に委任訴訟或は事務管理訴訟を実行するであらうからである。

§ 1 君の奴隷パンフィリウスの補助奴隷であるステイクスを相手方として私は契約した。無論たとえステイクスが死亡し或は譲渡された後に訴えられるとはいえ、或は君自身の利益或はパンフィリウスの特有財産に転用されたものが発覚される限り、特有財産に関する訴訟及び転用物訴訟が賦与されるべきである。もし私がパンフィリウスの死後に訴えるならば、たとえステイクスが生きていても、それにも拘らずその者が死んで後一年以内でなければパンフィリウスの特有財産に転用されたものについて訴訟が賦与されるべきでないというのがより良い見解である。パンフィリウスの命令によって貸したものにつき私が訴訟を試みるときと同じように、その場合にはいわばパンフィリウスの特有財産に関して訴訟を試みるものと私は見るからである。パンフィリウスの特有財産が残っているときと同様、その物はステイクスの特有財産中にあることができるので、特有財産に関して訴えられているステイクスが生きていることは我々を妨げてはならない。同一の理由からパンフィリウスの特有財産に転用されたものは、パンフィリウスが君に義務を負っていたものの控除が最初に行なわれる限り、履行されるべきである。と我々が云うことが生ずる。けれども君の利益に転用されたものは、パンフィリウスが君に義務を負っているものの控除が行なわれなくともなお、履行されるべきである。

18 ネラティウス 羊皮紙文章第七卷

例えば家族が養われる穀物を奴隷が購入した際に、君が穀物

の売主に保証したときのように、たとえ私の利益に転用されるという取極で契約された件に対して君が私の奴隷のために保証したとはいえ、それにも拘らず奴隷の名で君は特有財産に関して訴えることができるが、転用物訴訟を執行することはできないというのが比較的近い説である。その結果どのような契約においてであろうと奴隷の所有者の利益に転用された物自体を貸した債権者にもみ転用物訴訟が属する。

19 パウルス 質疑録第四卷

家子が寛衣を購入した。次いで家子が死んだので、父親は知らずに自己の物であると思つて寛衣を家子の葬式に奉納した。ネラティウスは解答録の巻で父親の利益に転用されたと見られると述べる。しかしながら特有財産に関する訴訟においては事物の性質において存在しなくなったものは、訴えられた者の悪意によって為されたときのみ、評価されるべきである。これに反して父親が息子に寛衣を買う義務を負ったときには、埋葬されるその時ではなく却て息子が購入した時に物は父親の利益に転用された(と見られるであろう)。息子の葬式は父親の責務だからである。転用物訴訟によって拘束されると考えたネラティウスもまたこの仕事即ち息子の埋葬と葬式は父親の責務であつて、息子の責務ではないと描写する。故に物は存在しなくなるとはいえ、父親は特有財産の負債者にされ、その結果更に特有財産に関して訴えられることができるが、この訴訟においては父親の利益に転用されたものも含まれる。しかしながらこの追

加は息子の死後一年を超えた時に必要である。

20 スカエウオラ 解答録第一卷

前文 父親が娘のために嫁資を要約し、自分自身が娘を養うと合意した。父親が履行しなかったので、娘は夫から消費貸金を受領し、婚姻中に死亡した。(夫から貸されたものがそれがなければ或は娘が自分を維持し或は父親の奴隷を養うことができなかつたものに支出されたときには、(夫には)転用物準訴訟が賦与されるべきであると私は解答する。

§ 1 公務のために不在である者の奴隷が、後見人が署名し問答契約が後見人の人格に移転されたので、被後見人の奴隷に金銭を貸した。被後見人に対して訴訟が成立するかどうか問われた。被後見人の利益のために与えられた際に、それが被後見人の利益に転用され、奴隷の行為が一層裏付けられるために後見人が誓約したときには、それにも拘らず被後見人を相手方として転用物訴訟があるであろうと云われることができると私は解答する。

21 同人 ディゲスタ第五卷

父親が嫁資を与えると要約したので或者が家娘を妻にめとりすべての者の間で父親が娘を養うか又は娘が自らを養うと合意された。自分の娘に与えると定めた額だけ父親がその下女の手当を与えるであろうと夫は正当にも考えたので、妻に消費貸金を与えた。妻はその貨幣を自分及び自分と共に住んでいた奴隷のために必要な使用に消費した。そして家事が妻に任されてい

たので、夫の金銭からかなりの量をそのために使った。次いで父親が手当を払う前に娘は死亡した。父親は支出を拒絶し、夫は婦の物を留置した。父親に対する転用物訴訟が成立するかどうかは尋ねる。(夫から)貸与されたものが、それがなければ、或は妻が自分を維持し或は父親の奴隷を養うことができないものに支出されたときには、転用物準訴訟が賦与されるべきであると彼は解答した。

第四章 父親或は奴隷の所有者の命令故の訴訟

1 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 奴隷の所有者の命令に基づいて全額に対して奴隷の所有者に対する審判手続が賦与されるのは至当である。何故なら或程度命令した者を相手方として契約されるからである。

§ 1 しかしながら或者が証言によってであれ、手紙を通じてであれ、言語或は使者を通じてであれ、一つの契約において特別に命令したものであれ、一般に命令したものであれ、命令であると解されるべきである。それ故に『君が私の奴隷ステイクスを相手方として私の危険によって業務を行なうことを望む』ことが証人の前で確証されたときには、特定の法規が何等かのことを禁止するものでなければ、その者はすべての事項に関して命令したと見られる。

§ 2 しかし貸与される前にその者がこの命令を撤回することができかどうかは私は問う。そして私はできると思う。これ

はちやうど或者が委任したが、その後契約される前に反対の意志によって委任を撤回し、私に知らせたときと同じである。

§ 3 しかし父親又は奴隷の所有者が委任したときも、命令したと見られる。

§ 4 しかし奴隷の所有者が奴隷の書類に署名したときにも、命令の故の訴訟によって拘束されるであろう。

§ 5 奴隷のために奴隷の所有者が保証したときは一体どうなるのか？ 命令の故の訴訟によって拘束されないとマルケルスは述べる。奴隷の所有者が家外の者として介入しているからである。保証の原因に基づいて奴隷の所有者が拘束されることの故にこのことを云っているのではなく、命令することと保証することが異なるから、云っているのである。要するにたとえ無益に保証したとしても、それにも拘らず奴隷の所有者は命令したかのように債務を負わないと同人は書いている。この見解はより正しい。

§ 6 或者が自分の奴隷或は息子が行なったことを追認したときには、命令の故の訴訟がその者に対して賦与される。

§ 7 奴隷の所有者である被後見人が命令したときには、後見人の授權によって命令したのでなければ、ともかく拘束されない。

§ 8 収益権者の命令でと同様、奴隷が善意で就役している者の命令で奴隷を相手方として契約されたときには、命令の故の訴訟がその者に対して賦与されるべきであるとマルケルスは

考える。この見解を私も是認する。

§ 9 青年或は狂人或は浪費者の保佐人の命令によって奴隷を相手方として契約されたときには、奴隷が帰属している者に對して命令の故の訴訟が賦与されるべきであるとラベオは考える。眞の委託事務管理人においても規定は同一である。しかしその者が眞の委託事務管理人でないときには、むしろその者自身に對して訴訟が賦与されるべきであると同じくラベオは述べる。

2 パウルス 告示註解第三十卷

前文 後見人の命令によって被後見人の奴隷に金が貸されたときには、被後見人の利益に基づいて金が貸されたならば、後見人が命令したことの故の訴訟が被後見人に対して賦与されるべきであると思ふ。

§ 1 女奴隷の所有者の命令或は娘の父親の命令によって金が貸されたときには、命令の故の訴訟がそれらの者に対して賦与されるべきである。

§ 2 私の命令によって他人の奴隷を相手方として契約され、そして後に私がその奴隷を買い取ったときには、私は命令の故の訴訟によって拘束されない。初めから役に立たなかつた訴訟が出来事によって確証されなためである。

3 ウルピアヌス 解答録第二卷

六パーセントの利率で自己の奴隷に消費貸金が貸されるよう命令した奴隷の所有者は命令した限度で拘束される。奴隷が奴

隷の所有者の意志に基づかずに債務を負った土地においては、質の債務は余地を持たない。

4 同人 告示註解第十卷

都市の事務の管理に選任された者の命令で都市の奴隷を相手方として業務が契約されたときには、その者を相手方として命令の故の訴訟が実行されることができるとポンポニウスは書いています。

5 パウルス プラウティウス註解第五卷

前文 消費貸金を受領しようとする奴隷の所有者或は父親が奴隷又は息子に支払われるように命令したときには、その者自身に弁済請求されることができるとは何等疑問がない。しかもこの事例では命令に関する訴訟は成立しない。

§ 1 奴隷の所有者の一人が奴隷を相手方として契約されることを命令したときには、その者だけが拘束されるだろう。しかし二人の者が命令したときには、いずれの者を相手方としても全額に對して訴えられることができる。それらの者は委任を与えた二人の者に類似しているからである。